

令和7年 9月 1日開会

令和7年 9月25日閉会

令和7年第3回(9月)定例会

川根本町議会

令和七年第三回（九月）定例会

川根本町議会

令和7年第3回（9月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（9月1日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期決定	6
○同意第2号の上程、説明	7
○同意第3号の上程、説明	7
○同意第4号の上程、説明	8
○議案第51号の上程、説明	8
○議案第52号の上程、説明	9
○議案第53号の上程、説明	9
○議案第54号の上程、説明	10
○議案第55号の上程、説明	11
○議案第56号の上程、説明	11
○議案第57号の上程、説明	12
○認定第1号～認定第7号の上程、説明、質疑、委員会付託	12
○散 会	17

第 2 号（9月11日）

○開 議	21
○議事日程の報告	21
○諸般の報告	21
○同意第2号の質疑、採決	21
○同意第3号の質疑、採決	22
○同意第4号の質疑、採決	22
○議案第51号の質疑、討論、採決	23
○議案第52号の質疑、討論、採決	26

○議案第53号の質疑、討論、採決	27
○議案第54号の質疑、討論、採決	28
○議案第55号の質疑、討論、採決	32
○議案第56号の質疑、討論、採決	34
○議案第57号の質疑、討論、採決	34
○散 会	35

第 3 号 (9月25日)

○開 議	39
○議事日程の報告	39
○諸般の報告	39
○一般質問	39
中 澤 莊 也 君	39
大 竹 勝 子 君	52
佐々木 直 也 君	65
○認定第1号～認定第7号の委員会審査報告、討論、採決	77
○発議第5号の上程、採決	86
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	87
○常任委員会の閉会中の継続調査の件	87
○広報委員会の閉会中の継続調査の件	87
○閉 会	88

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	佐々木	直也	君
2番	中野	浩和	君
4番	中原	緑	君
5番	澤西	省司	君
6番	大竹	勝子	君
7番	杉山	広充	君
8番	野口	直次	君
9番	中野	暉	君
10番	中田	隆幸	君
11番	中澤	莊也	君
12番	石山	貴美夫	君

不応招議員（なし）

令和7年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和7年9月1日(月)午前9時開会

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第51号 一般廃棄物の処分に関する事務の委託について
- 日程第 7 議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結について(町道水川藤川線災害復旧工事)
- 日程第 8 議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結について(林道小河内線3号箇所災害復旧工事)
- 日程第 9 議案第54号 令和7年度川根本町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第55号 令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第56号 令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第57号 令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 認定第 1号 令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 2号 令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 3号 令和6年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 4号 令和6年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 5号 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 6号 令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 7号 令和6年度川根本町簡易水道事業会計決算認定について

出席議員（11名）

1番	佐々木直也君	2番	中野浩和君
4番	中原緑君	5番	澤西省司君
6番	大竹勝子君	7番	杉山広充君
8番	野口直次君	9番	中野暉君
10番	中田隆幸君	11番	中澤莊也君
12番	石山貴美夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藺田靖邦君	副市長	渡邊誠君
教育長	石原一則君	総務課長	澤口誠一郎君
経営戦略課長	坂下誠君	危機管理課長	中村裕好君
デジタル推進課長	服部了士君	税務住民課長	北村浩二君
くらし環境課長	風間一章君	健康福祉課長	森下育昭君
高齢者福祉課長	竹野克彦君	産業振興課長	鈴木浩之君
建設課長	山本庸輔君	総合支所長兼観光交流課長	神谷毅君
教育総務課長	柴亨君	社会教育課長	向島裕人君
会計管理者兼会計課長	相村禎君	代表監査委員	山本銀男君

事務局職員出席者

議会事務局長 高橋寛明

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。令和7年第3回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

○議長（石山貴美夫君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は山本銀男代表監査委員に御出席いただいております。後ほど、令和6年度一般会計及び特別会計並びに事業会計決算審査の結果について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月18日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

本定例会は、同意3件、議案7件、認定7件が町長から提出されております。

また、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果報告書、決算審査意見書、財政健全化判断比率審査意見書、基金運用状況審査意見書について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（石山貴美夫君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があ

ります。町長、藺田靖邦君。

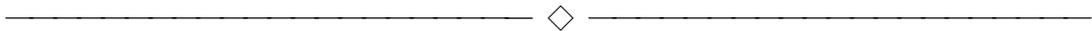
○町長（藺田靖邦君） 皆さん、改めましておはようございます。

9月定例会初日ということで、お集まりいただきありがとうございます。皆さんと4年間、いろんな議案、議題いろいろありましたけれども、御賛同いただいたり、いろんな御批判があったり、このわがままな私が少しは我慢強く成長したのではないかなと、そんなふうに思っております。改めて4年間ありがとうございました。

そして、先日、8月29日ですけれども、全国茶品評会では皆さん御承知のとおり、産地賞を我が町がいただきました。新聞報道でも私、ちょっと出張で出先からだったんですけれども、本当に生産者のたゆまぬ努力、情熱、そういったものが積み重なって、私は町長4年間に2回も産地賞を取らせていただきましたので、地元のお茶というのは私自身も大切にしておりますし、皆さんにも御理解、御協力いただいていることではないかと思っております。いずれにしましても、町の誇りです。これからも日本を代表する茶産地として、一層の取組を進めてまいりたいという考えでおります。

いずれにしましても、定例会初日よろしく願いいたします。

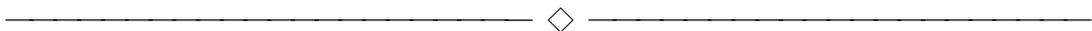
○議長（石山貴美夫君） これで行政報告を終わります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、中澤莊也君、1番、佐々木直也君を指名します。



◎日程第2 会期決定

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

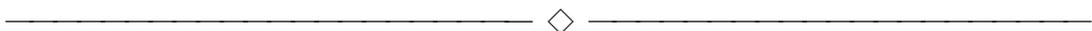
本定例会の会期は、本日から9月25日までの25日間としたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月25日までの25日間に決定しました。



◎日程第3 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（石山貴美夫君） 日程第3、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、同意第2号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について説明いたします。

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として、固定資産評価審査委員会が設置されております。この委員会は3名の委員から成っており、このうち神谷晴治氏が令和7年10月25日をもって任期満了となり、退任されることになりました。ついては、同委員の後任として、中野増伸氏を議会の同意を得て選任したく提案するものです。

中野氏は、昭和32年12月11日生まれの67歳。37年間、キタハイ農業協同組合、現大井川農業協同組合に勤務され、平成27年3月に退職されております。この間、金融業務の経験も豊富であり、土地、家屋に係る固定資産の評価に精通されております。また、地域におかれましても地区役員として活躍され、信望も厚く、委員として適任であると考えます。

なお、任期は令和7年10月26日から令和10年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第4 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 同意第3号、教育委員会委員の任命について説明いたします。

当町の教育委員会委員である森下洋一氏から、令和7年9月30日をもって退職する旨の願いがあり、令和7年7月25日の教育委員会において同意されました。

委員の退職に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、任期が令和10年11月30日までとなる後任について、森下正章氏を新たに教育委員会委員として任命することに御同意いただきたく、お諮りをするものです。

森下氏は、地名在住、小学校教諭、教頭として榛原郡内小学校への勤務を経て、中川根南部小学校、中川根中学校、中央小学校で校長を歴任され、確かな教育理念と教育へかける情熱をもって学校教育及び教育行政に邁進されました。

現在は、義務教育学校において、初任者指導や図工の小学校専科教員として御活躍いただくとともに、川根本町生涯学習推進協議会会長なども歴任し、積極的に地域活動に貢献されており、森下氏には当町の学校教育や社会教育の諸問題に真摯に取り組んでくださるものと期待するところであります。

任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、前任者の残任期間である令和7年10月1日から令和10年11月30日までとなります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 同意第4号 教育委員会委員の任命について

○議長（石山貴美夫君） 日程第5、同意第4号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 同意第4号、教育委員会委員の任命について説明いたします。

八木氏は、上長尾在住、昭和25年4月20日生まれの75歳、令和3年12月1日から令和7年11月30日までの任期で、現在、教育委員会委員第1期目を務められております。

同氏は、長年、公立小・中学校の養護教諭として勤務され、退職後も町内の小学校養護教諭の初任者研修指導員や学び方支援サポーターとして務められ、学校における児童の健全育成に努められました。

また、川根本町保健委員会委員長や川根本町生涯学習推進協議会副会長を歴任されるなど、積極的に地域においても社会貢献されています。

このように、同氏は、教育、文化、健康に関する様々な分野の識見を有し、人柄も誠実で実直な方であり、当町の学校教育や社会教育の諸問題にも真摯に取り組んでいただけると期待するところであります。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

任期は、令和7年12月1日から令和11年11月30日までの4年間です。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第51号 一般廃棄物の処分に関する事務の委託につ

いて

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託について説明いたします。

令和8年3月から予定している静岡市への一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の処分に関する事務を委託するため、地方自治法第252条の14第1項により、川根本町と静岡市との間の一般廃棄物の処分に関する事務の委託に関する規定を定めるものです。

施行期日は、令和8年3月1日を予定しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 日程第7、議案第52号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これは町道水川藤川線災害復旧工事に係るものです。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第52号、工事請負契約の変更契約の締結について提案理由を説明いたします。

本案は、令和6年度令和6年災、査定番号第31号、町道水川藤川線道路災害復旧工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものです。

本工事契約は、令和7年3月25日、令和7年第1回定例会において契約締結の議決を受けた事業について、その事業の内容を一部変更し、その請負契約金額を1,168万2,000円増額し、変更後の請負契約金額1億3,213万2,000円に変更契約を締結しようとするものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 日程第8、議案第53号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これは林道小河内線3号箇所災害復旧工事に係るものです。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第53号、工事請負契約の変更契約の締結について提案理由の説明をいたします。

本案は、令和6年度林道施設災害復旧事業、林道小河内線3号箇所災害復旧工事（令和4年台風15号）の請負契約について、変更契約締結の議決を求めるものです。

本工事契約は、令和6年9月13日、令和6年第3回定例会において契約締結の議決を受けた事業について、その事業の内容を一部変更し、その契約金額を907万5,000円増額し、変更後の請負契約金額9,047万5,000円に変更契約を締結しようとするものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第54号 令和7年度川根本町一般会計補正予算

（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第9、議案第54号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 一般会計補正予算です。

議案第54号、令和7年度川根本町一般会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,710万円を追加し、総額を65億6,260万円としたいものです。

今回の主な補正は、行政システムの標準化移行に伴うシステム改修とクラウド利用料に係る経費、子ども・子育て支援事業や年金生活者支援給付金制度などに新設に対応するためのシステム改修に係る費用、島田北出張所の増員への対応に係る施設整備費を計上したほか、地域おこし協力隊に係る経費、接岨地区で展開していくミズベリング事業に係る経費、平栗地区の土砂除去等で今後不足することが予想される小規模修繕費、災害復旧事業として南赤石線及び千頭嶺線に係る経費を計上しております。

また、今年度に国において新たに措置された物価高騰重点支援地方創生交付金によるLINEクーポン事業の財源更正、地方交付税で措置された臨時財政対策事業債に係る減債基金への積立て、また、人事異動に伴う人件費の振替等を計上させていただいています。

財源につきましては、国・県の支出金のほか、災害復旧事業債及び過疎対策事業債といった有利な地方債を充当し、残りは繰越金を充てております。

第2表の地方債補正については、今回充当した災害復旧事業債と過疎対策事業債の借入限度額を補正したものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第55号 令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第10、議案第55号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第55号、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,193万円を追加し、総額を7億5,093万円としたいものです。

今回の補正予算は、子ども・子育て支援金制度が新設されることに伴うシステム改修費の計上、保険給付費の精算による返還金の計上、また、今年度の人事異動が確定したことによる人件費を計上しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第56号 令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第11、議案第56号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第56号、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ841万2,000円を追加し、総額を14億2,141万2,000円としたいものです。

介護給付費等の精算と今年度の人事異動が確定したことによる人件費の補正となります。介護給付費等の精算については、過年度分の国庫補助金と繰越金を財源としています。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第57号 令和7年度川根本町簡易水道事業会計補
正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第12、議案第57号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第57号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算、第1号の概要について説明します。

第2条の収益的収入及び支出について、収入においては15万円を増額し、総額1億6,027万5,000円とし、支出においては30万円を増額し、総額2億192万4,000円としたいものです。

第3条の資本的収入及び支出について、収入においては1,420万円を増額し、総額8,946万7,000円とし、支出においては1,430万円を増額し、総額1億1,323万5,000円としたいものです。

今回の補正は、職員給与に対する費用30万円及び徳山地区で発生した濁水事案の対応のため、新たに排水機能を有する電動弁を設置する費用1,430万円を増額補正するものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 認定第1号 令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算
認定について

◎日程第14 認定第2号 令和6年度川根本町国民健康保険事業特別
会計歳入歳出決算認定について

◎日程第15 認定第3号 令和6年度川根本町後期高齢者医療事業特
別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第4号 令和6年度川根本町介護保険事業特別会計
歳入歳出決算認定について

◎日程第17 認定第5号 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計
歳入歳出決算認定について

◎日程第18 認定第6号 令和6年度川根本町いやしの里診療所事業

特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 認定第7号 令和6年度川根本町簡易水道事業会計決算 認定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第13、認定第1号、令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第19、認定第7号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者、相村禎君。

○会計管理者（相村 禎君） それでは、認定第1号から認定第7号まで、令和6年度会計決算について、一括して説明させていただきます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度川根本町一般会計のほか、5つの特別会計の決算について、また、地方公営企業法第30条第4項の規定により、簡易水道事業会計決算について、議会の認定に付するものであります。

なお、金額につきましては、1,000円単位で説明させていただきます。

最初に、認定第1号、令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算です。

決算書、一般会計の最後のページになりますが、100ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

令和6年度一般会計決算は、歳入総額79億7,724万4,000円、歳出総額75億7,162万円、歳入歳出差引額4億562万4,000円、翌年度に繰り越すべき財源1億785万1,000円、実質収支額2億9,777万3,000円です。

次に、歳入歳出の内訳について、前年度と比較して増減の大きい項目を説明させていただきます。

まず、歳入です。決算書、一般会計の1ページ、2ページを御覧ください。

1款町税の収入済額は、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、合計で12億3,793万2,000円、前年度と比較して2,706万円の減少です。納税義務者減少に伴う町民税2,315万7,000円の減が主な要因となります。

次に、町税の不納欠損処理額です。全体で127万7,000円、前年度と比較して3万円の減少、収入未済額は998万3,000円、町税全体の徴収率は99.2%です。

次に、2款地方譲与税です。収入済額1億2,990万円、前年度と比較して2,500万7,000円の増額です。森林環境譲与税の増が主な要因となります。

次に、10款地方交付税です。収入済額28億4,885万4,000円で、前年度と比較して2,601万9,000円の増額となります。

次に、14款国庫支出金です。収入済額7億9,752万5,000円で、前年度と比較して8,380万9,000円の増額です。主な要因は、公共土木施設災害復旧費補助金の増となります。

次に、15款県支出金です。収入済額7億2,868万円で、前年度と比較して1億4,207万2,000円の増額です。林業施設災害復旧費補助金の増が主な要因となります。

次に、19款繰越金です。収入済額 8 億4,577万3,000円で、前年度と比較して9,769万2,000円の減少です。前年度歳計剰余金、繰越明許費繰越金の減となります。

次に、20款諸収入です。収入済額 2 億1,594万7,000円で、前年度と比較して3,587万9,000円の増額です。寸又峡遊歩道維持管理負担金などの増が主な要因となります。

続いて、一般会計の歳出です。決算書、一般会計の 3 ページ、4 ページを御覧ください。

まず、2 款総務費です。支出済額13億5,198万6,000円で、前年度と比較して 2 億9,074万3,000円の増額です。一般管理費委託料、財産管理費工事請負費、基金管理費積立金などの増が主な要因となります。

次に、3 款民生費です。支出済額13億1,240万8,000円で、前年度と比較して4,020万4,000円の増額です。児童福祉施設費人件費などの増が主な要因となります。

次に、4 款衛生費です。支出済額10億6,362万9,000円で、前年度と比較して 3 億7,110万9,000円の増額です。斎場建設や、し尿等中継槽建設に伴う工事請負費などの増が主な要因となります。

次に、10款教育費です。支出済額 7 億3,256万2,000円で、前年度と比較して 2 億6,829万3,000円の減額です。学校施設改修工事完了に伴う工事請負費の減が主な要因となります。

次に、11款災害復旧費です。支出済額 9 億4,009万6,000円で、前年度と比較して 3 億797万1,000円の増額です。主な理由は、林業施設災害復旧工事請負費の増となります。

これで、認定第 1 号、一般会計決算に係る説明を終了させていただきます。

ここからは、特別会計の決算を説明させていただきます。

最初に、認定第 2 号、令和 6 年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算です。

国民健康保険事業特別会計決算書の国保15ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額 7 億8,059万9,000円、歳出総額 7 億5,949万円、歳入歳出差引額2,110万9,000円です。

次に、歳入です。決算書、国保 1 ページを御覧ください。

1 款国民健康保険税の収入済額は 1 億2,839万3,000円で、被保険者の減少により、前年度と比較して687万3,000円の減です。なお、令和 6 年度不納欠損処理額はなく、収入未済額は715万1,000円、徴収率は94.7%です。

保険税が減少した一方で、医療費の増加により、4 款の県補助金は305万4,000円の増となっております。

続いて、歳出です。決算書、国保 2 ページを御覧ください。

3 款国民健康保険事業費納付金の支出済額は 1 億9,258万4,000円で、前年度と比較して599万円の増額です。主な要因は医療費の増となります。

以上で国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。

続いて、認定第 3 号、令和 6 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算です。後期高齢者医療事業特別会計の決算書、後期高齢 6 ページ、実質収支に関する調書を御覧

ください。

歳入総額 1 億 4,519 万 4,000 円、歳出総額 1 億 4,504 万 2,000 円、歳入歳出差引額 15 万 2,000 円です。前年度と比較すると、歳入は 1,492 万 2,000 円、歳出は 1,477 万 2,000 円の増加となります。後期高齢者医療保険料の増及び医療費増加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額が歳入歳出それぞれの要因となります。

次に、認定第 4 号、令和 6 年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算です。

介護保険事業特別会計の決算書、介護 16 ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額 14 億 11 万円、歳出総額 13 億 9,939 万 2,000 円、歳入歳出差引額 71 万 8,000 円です。前年度と比較すると、歳入は 286 万 3,000 円の減、歳出は 23 万 7,000 円の微増となりました。歳入は、保険料率改正に伴う介護保険料が増加した一方で、基金積立繰入金が増減したことにより、全体では微増となりました。

次に、認定第 5 号、令和 6 年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算です。

訪問看護事業特別会計の決算書、訪問看護 6 ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額 2,269 万 2,000 円、歳出総額 2,255 万 1,000 円、歳入歳出差引額 14 万 1,000 円です。前年度と比較すると、歳入は 876 万円の増、歳出は 1,045 万 2,000 円の増となります。サービス利用者の増加と職員 1 名分の人件費の増が歳入歳出それぞれの要因となります。

次に、認定第 6 号、令和 6 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算です。

いやしの里診療所事業特別会計の決算書、診療所 8 ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額 4,550 万 7,000 円、歳出総額 4,535 万 6,000 円、歳入歳出差引額 15 万 1,000 円です。前年度と比較すると、歳入は 281 万 8,000 円の減、歳出は 285 万円の減となります。患者数の減少に伴う診療報酬の減と医業費の減が歳入歳出それぞれの要因となります。

これで、特別会計の決算認定に係る説明を終わります。

最後になりますが、認定第 7 号、令和 6 年度川根本町簡易水道事業会計決算です。

令和 6 年度簡易水道事業会計決算報告書の 7 ページ、8 ページを御覧ください。

まず、7 ページを御覧ください。収益的収入及び支出です。

収入の第 11 款簡易水道事業収益決算額は 1 億 7,043 万 3,000 円、支出の第 21 款簡易水道事業費用決算額は 2 億 3,242 万 9,000 円、差引き 6,199 万 6,000 円の赤字となります。

次に、収入支出の内訳について、5 ページの予算執行状況を御覧ください。

主な収入のうち、給水収益は 1 億 911 万円で、前年度と比較して 14 万円の微減となりました。

次に、支出です。

主なものとして、減価償却費の 1 億 1,813 万 9,000 円などとなっております。

続きまして、8ページの資本的収入及び支出を御覧ください。

収入の第31款資本的収入決算額は9,876万7,000円、支出の第41款資本的支出決算額は1億2,360万2,000円、差引き2,483万5,000円の赤字となります。

資本的収支の不足分については、当年度消費税及び地方消費税調整額と過年度損益勘定留保資金で補填しております。

以上で認定第1号から認定第7号に関する説明を終了いたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、令和6年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告いただきたいと思います。代表監査委員、山本銀男君。

○代表監査委員（山本銀男君） 監査委員の山本銀男です。

令和6年度一般会計及び各特別会計並びに簡易水道事業会計の決算審査につきまして報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算、令和6年度川根本町国民健康保険事業ほか、4事業の特別会計歳入歳出決算並びに公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました令和6年度川根本町簡易水道事業会計決算につきまして、去る7月23日、24日、25日、28日、29日の5日間、中野浩和監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、一般会計及び特別会計につきましては歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する調書、その他関係帳簿及び証拠書類の照合を行い、関係職員からの説明を聴取いたしました。同じく、簡易水道事業会計につきましては決算報告書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、剰余金処分計算書、その他決算附属書類につきまして会計帳簿、証拠書類との照合を行い、関係職員からの説明を聴取いたしました。

審査の結果、一般会計及び各特別会計の決算書及び調書類並びに簡易水道事業会計決算報告書類及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数処理は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがなく適正と認められました。

決算審査後におきまして、令和6年度繰越事業費の1事業につきまして、令和6年度会計年度内の支払いが未執行であり、国庫補助金の返還も必要になったとの報告がありました。今回の事案は、契約事務が財務会計システムに反映されていれば防げた事務執行の誤りであると考えられます。改めて、適正な町の財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理を徹底していただきたいと思います。

決算審査の概要と意見につきましては、決算審査意見書として提出いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上で決算審査の結果につきまして報告を終わります。

○議長（石山貴美夫君） 以上で報告を終わります。ありがとうございました。

これから質疑を行います。質疑は認定第1号から認定第7号まで総括的な内容で行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く10人の議員を指名したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く10人の議員を選任することに決定しました。

◇

◎散 会

○議長(石山貴美夫君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、9月11日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

議員はこの場で引き続き決算特別委員会を開催し、正副委員長を選出を行ってください。

委員会終了後に全員協議会を開会しますので、関係者は大会議室でお待ちください。

散会 午前 9時50分

令和7年第3回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

令和7年9月11日(木) 午前9時開議

諸般の報告

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 同意第 2号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 2 | 同意第 3号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 3 | 同意第 4号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 4 | 議案第51号 | 一般廃棄物の処分に関する事務の委託について |
| 日程第 5 | 議案第52号 | 工事請負契約の変更契約の締結について(町道水川藤川線災害復旧工事) |
| 日程第 6 | 議案第53号 | 工事請負契約の変更契約の締結について(林道小河内線3号箇所災害復旧工事) |
| 日程第 7 | 議案第54号 | 令和7年度川根本町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第 8 | 議案第55号 | 令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 議案第56号 | 令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第57号 | 令和7年度川根本町簡易水道事業補正予算(第1号) |

出席議員（11名）

1番	佐々木直也君	2番	中野浩和君
4番	中原緑君	5番	澤西省司君
6番	大竹勝子君	7番	杉山広充君
8番	野口直次君	9番	中野暉君
10番	中田隆幸君	11番	中澤莊也君
12番	石山貴美夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藺田靖邦君	副町長	渡邊誠君
教育長	石原一則君	総務課長	澤口誠一郎君
経営戦略課長	坂下誠君	危機管理課長	中村裕好君
デジタル推進課長	服部了士君	税務住民課長	北村浩二君
くらし環境課長	風間一章君	健康福祉課長	森下育昭君
高齢者福祉課長	竹野克彦君	産業振興課長	鈴木浩之君
建設課長	山本庸輔君	総合支所長兼観光交流課長	神谷毅君
教育総務課長	柴亨君	社会教育課長	向島裕人君
会計管理者兼会計課長	相村禎君	代表監査委員	山本銀男君

事務局職員出席者

議会事務局長 高橋寛明

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月1日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

- 議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
- 9月1日、本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受けました。
続いて、決算特別委員会が開催され、総務課から令和6年度一般会計及び特別会計決算に対する総括説明を受けました。
- その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。
- 9月3日、4日、5日、8日、9日には、決算特別委員会が開催され、各課の決算審査が行われました。18日にも決算特別委員会が予定されておりますので、委員の皆様には引き続きよろしく願いいたします。
- 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長（石山貴美夫君） 日程第1、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
- 本案について質疑はありませんか。
- （「質疑なし」の声あり）
- 議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第2 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長(石山貴美夫君) 日程第2、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第3号、教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第3 同意第4号 教育委員会委員の任命について

○議長(石山貴美夫君) 日程第3、同意第4号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、同意第4号、教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第4 議案第51号 一般廃棄物の処分に関する事務の委託について

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹です。

議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託についてですけれども、1条の委託事務の範囲について、し尿を静岡市に持って行って静岡市が受け入れた時点からの処理事務を委託することでしょうか。受け入れた時点から処分する料金は幾らか、また、基本料金も取られるのか。

それから、経費についてどのくらいかかるのか記載がなく、静岡市と協議して決めるということでしたけれども、言われたままになるのではないかと心配されます。

それから、4条の委託事務の管理及び執行に伴い生じる収入とはどんなことが考えられるのか伺います。

それから、クリーンピュアの経費と比べ安くなるという根拠はどこに、どう見積もっているのか、クリーンピュアはジナンの中継槽ができるまで使うということですが、そちらの管理費のことと人件費などが生じると思いますけれども、中継槽のほうにも管理人が必要となってくるのではないかと思いますので、どのような形態で滞在するのか、二重に人件費がかかるのではないかと考えられます。

それから、6条の2の納付した額に過不足があるときとはどういうときに起きるのか伺います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君）　それでは、大竹議員の質問にお答えいたします。

まず、一番最初の御質問です。

委託の開始時期は、施行日である令和8年3月1日からを予定しております。また、現在、費用の詳細はまだ確定しておりませんが、過去の実績を踏まえ、1k1当たり6,000円程度と見込んでおります。

2つ目の質問でございます。経費の関係です。

経費は、静岡市の処理費用から算出しまして、富士市の事例を踏まえた試算となります。

3番目の質問についてです。

当町が搬入量に応じて負担する経費が静岡市の収入となるものでございます。

4番目の質問でございます。

クリーンピュア川根本町の経費は7,650万円でございます。中継槽に係る経費としましては、静岡市への事務委託費、静岡市への運搬委託料、中継槽の運営管理費、車両の維持管理費、これらを合計した合算で5,600万程度と見込んでおります。

最後の御質問でございます。

金額が確定し、精算が必要となった場合に対応するものでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君）　中継槽のほうですけれども、中継槽に係る人件費というものは、何かイメージというか、どのくらいになりますか。

○議長（石山貴美夫君）　くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君）　中継槽に係る人件費というものは、中継槽の維持補修とかそういうのに係る人件費のことでしょうか。

○議長（石山貴美夫君）　大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君）　そこに管理する人が必要だと思うんですけれども、その人の人件費はどのくらい。

○議長（石山貴美夫君）　くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君）　お答えいたします。

中継槽にはそこに人が在駐するということはありません。あくまでもそこに町内のし尿を持ってきて、そこでし尿をためて、それを大きな輸送の車に積んでそこで行くというようなそういう事務だけのもので、そこに係る人件費というのは、先ほど言いましたようにこれは中継槽の運搬、そこに経費が入っております。常駐はございません。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

ただいま議題になっている議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託について、反対の立場から討論します。

そもそも町内で出たし尿、汚泥を町内で処理しないで静岡まで運ぶこと自体、反対ですが、具体的にどの程度の負担が求められるかといった点など、幾らかかるか分からない料金や管理、執行に伴う経費の見積りなど、ほとんど白紙に近い内容と言わざるを得ません。そのような内容で不明な点が多く、とても賛成できません。

以上、申し上げたような不明な点の多い議案には賛成できないことを申し上げ、本案に対して私の反対討論とします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託について、賛成の立場から討論いたします。

この規約は、地方自治法第252条14第1項の規定により、静岡市に一般廃棄物、し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務の管理及び執行を委任するために必要かつ不可欠なものであります。地方自治法の252条14第1項には、普通地方公共団体が他の普通公共団体への事務の一部を委託することができることを規定しております。具体的には、関係する自治体同士が規約を定めれば、一方の自治体の長や委員会などが他方の自治体の事務を管理、執行できるようにするというものであります。

し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務委任については、既に令和5年1月において静岡市から文書にて外部委託の承諾を得ているものであり、さらに令和8年3月から静岡市へし尿等の搬入処理を委託するには、規約の制定が欠かせないことであります。規約の内容等についても問題がないと判断し、私は、議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託について賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立多数です。

したがって、議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結について

(町道水川藤川線災害復旧工事)

○議長(石山貴美夫君) 日程第5、議案第52号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これは、町道水川藤川線災害復旧工事に係るものです。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子です。

町道水川藤川線ですけれども、想定外の大水が出たら、また流されるのではないかと心配があります。軽量盛土ウレタンで耐えられますか。耐久年数はどれくらいあるのでしょうか。増額する金額の積算根拠を示してください。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) 建設課長、山本庸輔君。

○建設課長(山本庸輔君) 議案第52号、大竹議員からの質問にお答えさせていただきます。

想定外の大水が出たら流されるのではないかと、大丈夫かということですが、今回、路側復旧工法を選定するに当たり、もたれ式擁壁、軽量盛土ウレタン工法、あとパンオール工法、こういった3つの工法を比較しました。路肩の安全性を確保し、かつ最も経済的と判断された軽量盛土ウレタン工法が国の災害査定を受けています。この工法は、エッジ工部位と振れ止め鉄筋工及び中詰めウレタンで構成された擁壁です。擁壁前面には再度のセンケツを防止するために遮水型マット工及び袋詰め玉石工を施工しているものでございます。

次に、積算根拠ですが、今回の増額変更契約の内容については、主な工種としてはウレタン発泡工、当初設計数量787m³が1,006m³、219m³増えました。直接工事費で約710万円の増額となります。これは、想定したジヤマの線が想定より深かったものですから、ウレタン発泡工の打設量が増えたことによります。その他、石積み工、排水構造物工、排水工及び仮設工で増減の変更が生じており、最終的な変更契約額1億3,213万2,000円、1,168万2,000円の増額となります。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 耐久年数はちょっと分からないですかね。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、山本庸輔君。

○建設課長（山本庸輔君） 耐久年数については、各現場によって誤差が生じると思います。
設定されている年数については後ほどお答えさせていただきます。申し訳ありません。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第52号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第52号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決
されました。



◎日程第6 議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結について
（林道小河内線3号箇所災害復旧工事）

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、議案第53号、工事請負契約の変更契約の締結についてを
議題とします。

これは、林道小河内線3号箇所災害復旧工事に係るものです。
本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

工事請負契約の変更契約の締結についてですけれども、林道小河内線3号箇所ですけれど
も、増額する金額の積算根拠をお願いします。全協の説明で、ポンプ4基で1日3万円で、
4基の合計が163日になり489万円になるんですけれども、増額する907万5,000円には500万
円ほど不足しています。人件費などが入ってはくると思うんですけれども、どうなっていま
すか。お願いします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、山本庸輔君。

○建設課長（山本庸輔君） 大竹議員の質問にお答えいたします。

今回の増額変更においては、主に排水ポンプを計上しております。ですが、それ以外にも部材類や追加排水用暗渠設備の増額分等が含まれており、公共工事の積算基準により、共通仮設費、現場管理費、一般管理費などの各種諸経費が加算されるために、最終的な変更契約が907万5,000円増額となるものです。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第54号 令和7年度川根本町一般会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第7、議案第54号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

議案第54号の一般会計補正予算の第2号、2款1項1目の情報製作費のガバメントクラウド使用料2,043万1,000円がほぼ全額、国から来るとの説明だったですけれども、それがなぜ雑収入扱いにするのか伺います。

それから、3款1項3目の高齢者福祉費の加齢性難聴者補聴器助成事業の増額はありがたいんですけども、住民税非課税世帯でない方の補助が使えずがっかりしたという声を聞いています。この声をどう受け止めますか。

また、そのほかにも、3款1項6目の国民健康保険税、こども・子育て支援事業に係る1,103万と3款1項7目の後期高齢者医療費の子ども・子育て支援金制度に対応するシステム改修料の225万5,000円と、この金額の差は何でしょうか。

6款2項4目の林道で、小規模修繕の500万円は何か、内訳を示してください。

8款2項1目の道路維持費の小規模修繕の845万円は、何地区から出されたもので何か所か、内訳を示してください。

それから、10款4項4目の学校給食費で、人件費が322万減額補正となっていますが、減らしても大丈夫でしょうか。物価高騰で生活が大変なとき、無償化の動きもあるので、ちょっと無償化はできないか伺います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、澤口誠一郎君。

○総務課長（澤口誠一郎君） それでは、私から、2款3項1目の情報製作費に関する事項について申し上げます。

本事業の財源は、国が直接地方自治体へ交付する国庫補助金ではなく、国と地方公共団体が共同出資します法人、地方公共団体情報システム機構J-LISですけれども、通じて交付されるため、会計上は雑入として計上しております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） それでは、補聴器助成事業についてお答えをいたします。

対象者を住民税非課税者としているのは、限られた予算を有効に活用するためです。所得の低い方を優先的に支援する目的で、近隣自治体の事例も参考に要件を設定してございます。現在のところ、この要件を見直す予定はございません。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） それでは、3つ目の国保と後期のシステム改修に関する金額差の御質問にお答えします。

まず、3款1項6目の国民健康保険費は、繰出金になりますが、1,103万円は職員給与費等分が168万円、それとこども・子育て支援事業分の935万で構成されております。後期高齢者医療分のシステム改修費225万5,000円に対し、国民健康保険関係のシステム改修費は935万円になります。この差は、主に賦課方法の相違によるもので、国民健康保険税は市町システムが単独賦課を行うため、一連の改修が必要となります。それに対し、後期高齢者医療保険は、市町のシステムからその情報連携を基に広域連合の標準システムが賦課を行うため、賦課に関わる部分の改修が不要になります。このように賦課方法の相違によって改修の規模が異なるため、システム改修費の金額に差が生じます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、山本庸輔君。

○建設課長（山本庸輔君） 6款2項4目林道費の小規模修繕についてお答えいたします。

林道の小規模修繕は15か所を予定しております。

次に、8款2項1目道路維持費の小規模修繕の箇所数ですが、町道の小規模修繕は13か所を予定しております。

また、重機借上料におきましては10か所を予定しております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、柴亨君。

○教育総務課長（柴 亨君） 最後の10款4項4目の学校給食費の人件費の補正にお答えいたします。

今回の補正予算は、人件費の減額を主としたもので、給食の賄い材料費の補正は含まれておりません。学校給食費については、議会答弁でも申し上げているとおり、安全・安心な給食の提供と子育て世帯の負担軽減に配慮し、今後も対応してまいります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 学校給食費の人件費の減ったことですけれども、これ人が減ったということですかね。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、柴亨君。

○教育総務課長（柴 亨君） そのとおりです。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 一人減っても大丈夫ということでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、柴亨君。

○教育総務課長（柴 亨君） はい、大丈夫です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

議案第54号、一般会計補正予算に反対します。

ただいま議題となっております議案第54号、川根本町一般会計補正予算に反対の立場から討論します。

反対といたしましても、今回の補正額9,710万円の全てに反対というわけではなく、常備消防費の北出張所に仮眠室を増設することは、住民の安全のため消防署の隊員が2名増員され

るということによいことです。また、林道や町道、河川維持費で小規模修繕費の増額や高齢者の補聴器購入費補助の増額など、住民の安心・安全に寄与するものと評価しますが、補聴器補助の増額については、厚生労働省の発表でも70歳以上の男女の7割が難聴とのことで、非課税世帯だけの補助がどんなに多くの高齢者をがっかりさせていることか、住民税非課税者だけが難聴になるということではないので、必要な方は誰でも補助が受けられるようにすべきです。

さらに、国民健康保険費や後期高齢者医療費でこども・子育て支援システム改修費が上げてありますが、これは国が2030年までに少子化傾向を反転させるラストチャンスとして、3年間で3兆6,000億円を充てる加速化プランに基づくシステム改修費で、国は国民の実質負担増ではないと繰り返し国会で説明していたにもかかわらず、各医療保険に上乗せして徴収するためのシステム改修費の補正です。全額、国の外郭団体から入る雑入扱いとなっていることを見ても、具体的な支援内容も示されないままで一体どんな改修をするというのか、無責任極まりないものです。というよりも、今でさえ高い保険料に苦しんでいる国民健康保険や後期高齢者医療の加入者にさらに上乗せして調整することになれば、長引く物価高騰に苦しむ町民にさらなる苦しみを押しつけることになり、とても血の通った人間がやることとは思えません。

また、土木総務費の277万円増額も、多くの人々に愛されてきた元青部小学校を解体し、周りの茶畑を購入して埋め立てた周辺整備に伴う未買収土地の一部の購入費や分筆測量委託料などと登記手数料などで、いまだに購入できていない土地が3割もあることを聞き、これまでの行政の強引なやり方に納得できないことの表れではないかと考えます。使い道も決まっていない、緊急性も必要性もない土地の整備に1億円余りも貴重な町民のお金をつぎ込むことなど、到底納得できないことです。前の森副町長が千載一遇のチャンスだと自慢しておられましたが、青部の皆さんと将来の夢を描き、使い道を定めるべきで、住民不在の事業の進め方には到底賛成することはできないものです。

簡単ですが、以上、この議案に賛成できないことを明らかにして、私の反対討論とします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第54号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論いたします。

今回の補正は、人事異動による人件費の補正が主なものであり、そのほか、予算成立後における税制や補助制度等の法令改正によるやむを得ない予算、システムの改修費等が計上されております。

補正内容については、行政システムの標準化に伴うシステム改良費等の経費、こども・子育て支援制度に対する後期高齢者医療システムの改修に必要な経費、税制改正に伴う年金生活者支援給付金制度に対応するための経費の計上や、令和6年度コロナワクチン接種率を踏

まえての対象者の調整や、医療機関へ支払う委託料の変更等による新型コロナワクチン接種事業費の減額、税制改正による交付金などの変更があった環境保全型農業直接支払交付金の増額、各地区の要望や平栗地区の迂回路対応等により支出が増加し、9月以降の支出見込額に不足を生じた林道維持事業における小規模修繕委託料の増額、各地区の要望等に的確に対応していくため、9月以降の支出見込額の不足を補う道路事業における小規模事業委託料、重機借上料や河川維持事業における小規模事業委託料の増額や災害復旧事業として南赤石線及び千頭峰線に係る必要な経費が計上されております。

また、第2表の地方債補正については、今回充当した災害復旧事業債と過疎対策事業債の借入限度額を補正するものであります。

以上、述べたとおり、今回の補正予算は、新たな制度への対応、安心・安全な住民生活の維持、災害復旧、新たな事業等に対応するため、必要不可欠な予算と認め、賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第54号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第55号 令和7年度川根本町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第8、議案第55号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

議案第55号、国民健康保険事業特別会計補正予算についてですけれども、ただいま議題となっている議案第55号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対して、反対の立場から討論いたします。

人件費の補正や国県への返還金等に反対するものではありませんが、徴収費委託、システム改修委託料は、一般会計で述べたようにこども・子育て支援に対応するシステム改修で、どんな子育て支援をするのか内容も分からないうちから、令和8年度より保険財政から拠出することとなっている国民健康保険税に、医療給付の財源だけでなく、従来の医療費分、後期高齢者医療支援分、介護分に加え、子ども・子育て支援金分が追加されるものです。今でさえ高い保険料に新たにこのような上乘せをすれば、長引く物価高騰に苦しむ町民にさらなる苦しみを押しつけることになり、よって、町民の負担増が明らかなこの議案には賛成できないことを申し上げ、反対討論といたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第55号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に賛成の立場から討論いたします。

今回の補正については、まず人事異動による人件費の補正、そして令和8年度から国保のシステムが、徴収区分が変わり、その中に子ども・子育て支援金に係る部分が入ってきます。そのために必要なシステムの改修費であり、また、国県の支出金の返還分については、予算の上程のとき説明があったとおり、第三者行為によるものが多いというものが理由になっておりますので、今回の補正については、必要な予算と認め、賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第55号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第56号 令和7年度川根本町介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第9、議案第56号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第56号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第57号 令和7年度川根本町簡易水道事業会計補
正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第10、議案第57号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、
原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、9月25日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午前 9時42分

令和7年第3回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

令和7年9月25日(木) 午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第 1号 令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和6年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和6年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7号 令和6年度川根本町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 発議第 5号 森の力再生事業の継続を求める意見書の提出について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第12 広報委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（11名）

1番	佐々木直也君	2番	中野浩和君
4番	中原緑君	5番	澤西省司君
6番	大竹勝子君	7番	杉山広充君
8番	野口直次君	9番	中野暉君
10番	中田隆幸君	11番	中澤莊也君
12番	石山貴美夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藺田靖邦君	副町長	渡邊誠君
教育長	石原一則君	総務課長	澤口誠一郎君
経営戦略課長	坂下誠君	危機管理課長	中村裕好君
デジタル推進課長	服部了士君	税務住民課長	北村浩二君
くらし環境課長	風間一章君	健康福祉課長	森下育昭君
高齢者福祉課長	竹野克彦君	産業振興課長	鈴木浩之君
建設課長	山本庸輔君	総合支所長兼観光交流課長	神谷毅君
教育総務課長	柴亨君	社会教育課長	向島裕人君
会計管理者兼会計課長	相村禎君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高橋寛明

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月11日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
9月11日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会の議事日程等について御協議いただきました。引き続き決算特別委員会を行っていただきました。
18日には、決算特別委員会の現地調査、委員会採決が行われました。誠にありがとうございました。
また、私たち川根本町議会は、先般の台風15号による榛南地域を中心とした被害により多くの方々が悪影響を受けている現状を鑑み、議員一同の総意で、被災された方々に対し今定例会終了後に義援金を送付することといたしました。
以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 一般質問

- 議長（石山貴美夫君） 日程第1、一般質問を行います。
本日は、中澤莊也君、大竹勝子君、佐々木直也君の一般質問を行います。
順番に発言を許します。
11番、中澤莊也君、発言を許します。11番、中澤莊也君。
○11番（中澤莊也君） 皆様、おはようございます。11番、中澤莊也です。一般質問通告書に従って、議員としての最後の質問をさせていただきます。
今まで町の課題、問題点と思われることについて様々な質問をさせていただきました。行

政側とうまくキャッチボールができなかったこともありました。提言や提案が町の施策に反映され、それが事業として実行されたときは大変うれしく、誇らしく思ったことについて昨日のここのように思い出されます。

それでは、質問をさせていただきます。

本日の質問事項は、遊休農地（荒廃農地）対策について、農業振興地域整備計画の見直しについて、人工透析患者への支援対策について、町長、行政の考え方を伺うものであります。

最初に、遊休農地対策について、質問の趣旨に基づいて3点の質問を行います。

1点目は、国が遊休農地の発生を防ぐ手段として推奨している中山間地域等直接支払制度の活用についてであります。

町は遊休農地が荒廃化しないよう柚子等の作物の栽培奨励や農地バンクを利用した農地の篤農家への集積事業等を行っていますが、従事者の高齢化等により、遊休農地は年々増え続けている傾向にあります。国においては、遊休農地の発生を防ぐ手段として、中山間等直接支払制度の活用を奨励しています。我が町においてもこの制度を利用して、大きな成果を上げられていますが、近年この制度を利用した取組が少なくなってきたように感じます。遊休農地の発生を防ぐ手段として、国の奨励するこの制度、今後どのように活用していく考えかを伺います。

2点目は、共同製茶工場の解散等で返還された農地を荒廃化させないための取組についてであります。

共同製茶工場の解散等に伴い所有者に返還された農地、茶園が荒廃農地化する可能性が非常に高いと感じております。地域の農業基盤、環境を維持していくために、どのような取組をしていく考えかを伺います。

3点目は、相続放棄等された土地の維持管理、取扱いについてであります。

相続放棄や相続人等がなく、荒廃化した農地や所有者が住所地に居住していなく、所有者不明となっている土地、これは農地のことを言っていますが、周辺的生活環境等の悪化をもたらしている状況にあります。高齢者独り暮らし世帯等の増加や農業を取り巻く環境の変化等により、このような状況は今後も増えていく傾向にあると考えます。早急な対応が求められていると思います。1つの方策として、財産管理人や相続財産清算人等の選任を家庭裁判所に申し出るなどの取組を提案したいと思いますが、行政の考え方を伺いたいと思います。

次に、農業振興整備計画について2点質問を行います。

1点目は、農業振興整備計画を見直す中で、農用地区内農地の設定等をどのように考え、どのように行う考えかであるか。

我が町においては北部の国有林を除きほとんどの土地が農業振興地域に指定され、その大半が農用地区内農地（青地）に設定されていますが、地域の実情等を勘案し、早急に設定範囲等を見直す必要があると感じます。現在の取組状況、今後の見通し等について伺います。

最後に、人工透析患者への支援、対策等についてであります。3点の質問を行います。

1点目は、町において民生委員等の意見や本人の同意を得た上で、災害時要援護者名簿を作成し、それに基づき個別計画を作成し、災害時における要支援者の避難や避難所での生活等における支援に活用をされようとしております。災害時における要支援者の支援は、災害対策本部を中心として、各課横断的に行わなければなりません。そのためには、情報の共有というものは欠かせない要素であります。

そこで、伺います。災害時要援護者と考えられる透析患者の情報共有は各課においてどのように行われているのか。災害時における道路決壊等で透析治療が困難になった場合の対応や、避難所における生活支援等をどのように行う考え方であるか。災害時における支援協定等を島田医療センター等と締結する考え方はあるかを伺います。

行政側からの明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問とさせていただきます。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、中澤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の1と2、遊休農地対策に関する国の制度活用及び共同製茶解散に伴う農地管理の在り方についてお答えをさせていただきます。

農地の荒廃問題は全国的な課題であります。当町は町全体が居住地と農地が近接していることから、農地の状況が生活環境に大きく影響をもたらします。したがって、特に慎重な対応が求められます。

このことから、農業委員会と連携し、農業委員による荒廃農地早期発見と情報共有及び指導、助言、農地法に基づく所有者の管理責任の周知と支援、担い手への農地集積の3点を中心に対応しているところであります。

特に、生活環境や事業活動に影響を及ぼす場所については、現場の状況を勘案しながら、優先的な対応をしております。中山間地域等直接支払は平成12年度に創設され、平成27年度に多面的機能支払、環境保全型農業直接支払と並び、日本型直接支払制度として、国と地方自治体が地域活動や営農活動を支援する制度となっております。

当町においても、複数の地域や事業体、協議会で取組が行われてきましたが、近年は中山間地域等直接支払制度を活用した取組が減速しており、その背景には、地域で活動する担い手の減少が挙げられます。

また、農業者の共同組織の機能低下は、農業基盤や生活環境にも影響を及ぼすことが懸念されているため、現在は担い手への農地集積に重点的に取り組んでいるところであります。

次に、3番目です。

相続放棄された農地の荒廃化対策についてであります。極めて難しい問題であると承知しております。管理人が指定されている場合には、農業委員会が指導に当たります。管理人が存在せず、名義がそのままになっている農地については現時点で関係者をたどることができる案件もありますが、今後は連絡先が分からない、また、連絡先がない案件がさらに増え

ると予想されます。その対応に苦慮しているのが実情であります。

続いて、大きい2番目の1と2、農業振興地域整備計画についてお答えします。

現行の農業振興地域整備計画は、平成28年度に作成されたもので、新しい計画策定に着手しております。現時点では、農用区域、いわゆる青地農地の精査作業に取りかかっております。青地農地は、農業の振興を図るために「整備すべき農地」を指しますが、実態として、農用地としての適正に課題のある土地がひもづけられている事例も見受けられます。まずはその精査を行う必要がございます。

令和6年度には、地域計画による目標地図を作成しており、策定中の農業振興地域整備計画における農用地区域と親和性がございます。これらはそれぞれ10年後の将来を見据えた計画であります。したがって、現在進めている農業振興地域整備計画では、昨年度に作成した目標地図の内容を十分に勘案して、農用地区域の策定作業を進めてまいりたいと思います。

次に、大きい三つ目の一つ目、透析患者の情報共有についてお答えします。

現在町内在住で透析治療を行われている方は16名と把握しております。その方々の透析治療を行っている医療機関名、災害時の対応予定状況、透析治療の移動手段、被災時の薬の有無、透析施設が倒壊したときの指示の有無、透析日の情報を把握しております。これらは、健康福祉課、高齢者福祉課に所属する保健師や看護師が共有し、災害時に備えております。日々の業務の中で情報変更等が判明した場合は随時更新をしております。

なお、総合防災訓練や地域防災訓練においては、救護福祉班を構成する両課の保健師や看護師が透析患者などの要対応者の洗い出し、連絡調整、連携機関との調整などを繰り返し訓練し、有事の備えを強化しております。今後も関係者間で情報共有を図りながら対応をしてまいりたいと思っております。

三つ目の二つ目、災害時における透析治療が困難となった場合の生活支援に関する質問にお答えします。

災害時の被災の状況によって対応は異なりますが、透析患者の透析日や被災時の薬の有無などを把握しているため、透析治療に関する対応方法や避難所での生活支援について個別に連絡し対応する予定でいます。

なお、災害により道路決壊等陸路交通が寸断された場合には、町災害対策本部から速やかに県へ空路搬送の要請を行うなど、状況に応じた対応を図ってまいります。

3番の三つ目です。災害時における支援協力協定の締結についてお答えします。

災害時の対応は、令和7年4月に改定された静岡県災害時人工透析マニュアルに従って対応することとしております。

このマニュアルにおいて、本町は患者の受入れ調整等を担う市町キーパーソンとして島田市立総合医療センターの担当者が指定されております。また、志太榛原二次保健医療圏域の担当である中部保健所と連携しながら対応してまいります。既にマニュアルに基づいて対応することとしておりますので、現時点では支援協力協定等を締結する考えはございません。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、遊休農地対策について町長の御答弁の中で荒廃農地の早期発見、これは農業委員会の委員の方が行くと。情報共有及び指導、助言をしていく。農地法に基づく所有者の管理責務の周知と支援。担い手への農地集積という御回答がありましたが、荒廃農地の早期発見については、農業委員の方が巡回されて、地域の事情を把握するということで理解できるわけですが、その後の指導、助言、よく以前質問させていただく中で、当然所有者の責任でもって管理する必要があるというのが大前提であるというお話をよくされますが、現在の状況を見てみますと、従事者の高齢化とかありましてなかなかその農地を維持していくことができないということがあると思いますが、その情報共有及び指導、助言についてももう少し詳しくお話をいただきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、鈴木浩之君。

○産業振興課長（鈴木浩之君） 農業委員会の業務と役場産業振興課の業務一体で進めております。情報共有、そういった点につきましてはケース・バイ・ケースでございます。ですから、相談があった場合、あるいは農業委員、あるいは産業振興課職員、または一般住民、様々な発見、相談がございます。ケース・バイ・ケースで対応しております。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議員、いつもそういった質問重ねていただいておりますから、本当に今後の川根本町の問題だと思っています。

高齢化してきて農地もなかなか手入れもできない、そういった場合にはやはり、さっきケース・バイ・ケース、課長言ってくれたんですけれども、やはり御子息もみんな外へ行っているし、そういった方々のやはり連絡もしっかりしてやっていかなきゃいけない。だから、こういった場合のケースにおいては、これから先いろんな問題出てくると思います。それでもやはり情報共有しながら、息子さんがどこにいる、娘さんがどこにいるといった状況だけはやはり確認しながらやっていかなきゃいけない。

自分の土地って自分で守らなきゃいけない。これは当たり前の話なんだけれども、前提があるんですけれども、やはり皆さんが高齢化してくると、やっぱり役場に頼ったりいろんなことあると思うんですけれども、そこはやはりケース・バイ・ケースの中において、息子さん、娘さんも外に行っている、よく理解していただきたいな、こんなふうに思いながら、これからもそうした指導をしていきたい、こんなふうに思っています。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ケース・バイ・ケースの対応であると。相談があった場合には、その状況に基づいて指導、助言をされていくという答弁でございますが、農地法に基づく所有者の管理責務というのは、当然農地は守らなければならないというのは分かります。農地法

の基づくその管理責務の周知と支援、それについて、具体的に町はどのような形で進めていくのか伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、鈴木浩之君。

○産業振興課長（鈴木浩之君） なかなかスタッフの数少ない状況でありまして、農業委員の皆さんも日当制から月額報酬に変更したということもあって、非常に熱心に取り組んでいただいております。

その情報共有あるいは指導、それを具体的にという話でありますけれども、なかなかこの場ではお答えできませんけれども、とにかく努力をしていく、そういったことになるというふうに思っております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今の現状見ますと、本当に職員の方は少ない人数でやられております。基幹産業であるお茶、農業の振興ということは町にとって大きな課題でありますし、地域の活性化になくてはならないものだというふうに考えます。

そこで、これは町長のお考えもあるかと思いますが、職員の体制というのをやはり充実していく必要、必要な部署には必要な人材を確保していくということは必要だと思いますが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 少し話違うんですけども、私になってから本当14課18室、室も増やしたという、やはりここは総合職で専門職がないから、どうしてもやっぱりそういった専門的知識は持っていただきたい。今後もそういった取組の中で、茶業は茶業の中でしっかりと、この私どもの町の大事な産業ですので、そこはこれから先も私のやっている限り大事な部分は、そこにはやはり職員はしっかりしたものを取り組んでいただきたいと思っています。

今も産業振興課、茶業に関しては一生懸命取り組んでいると思います。いろんなケースの中で、これから先茶業というのは大事な部分ですので、そういった意味も含めて、職員には叱咤激励させながら、これから先も努めさせていただきたいと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） そのような形で取り組んでいただけると大変ありがたいと思いますが、やはり専門的知識を持った職員の養成というものも今後大きな課題になってくるのではないかと思いますので、町長におかれてハードからハートというような公約も掲げておりますので、また町長の席に座ったときには、そういうことも念頭に人事配置をしていただければというふうに考えます。

先ほどの答弁の中で農地については、私も今の現状見ると篤農家への農地の集積とか、地名とか下泉の原でやっているように、ああいう形である企業が農地を集約化して機械化して効率のいい大規模な農業を営むような形に当然変わってくる。変わってこなければ、この地区の農業というのは生き残っていけないというふうに考えますが、担い手への農地の集積と

いうのは、農地バンク（中間農地機構）が入って、それを貸し手と借り手のマッチングをして農地を貸し借りするという制度だと思うんですが、この現状を見ると、ミスマッチというのがあって、なかなかそれがうまくいっていない現状があるというふうに感じておりますが、農地の集積について、その辺の事情も踏まえて説明をお願いしたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、鈴木浩之君。

○産業振興課長（鈴木浩之君） 現在の状況でありますけれども、優良農地、例えば平ら、ある程度の規模がある、そういった農地については担い手への集積進みます。一方で、傾斜地、あるいは面積が小さい農地、そういったものはなかなか進まない。あるいは、既に集積しているところ、集積している農地に隣接をしている農地、これについても集積は進んでいる。こういった現実がありまして、現実ミスマッチというか、どちらかという担い手への集積ができない農地、これは傾斜地であり、面積が小さい、分散している、そういった農地であるというのが状態でございます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 多分農地の集積をすると、機械が入らないようなところは荒廃農地化して、山林化していくという現状があるというのは認識しております。傾斜地とか、狭い分散した農地も借りてほしいという方はいらっしゃるわけですね。それは実際借りられない、そういうことは耕作放棄地が増えて、農業基盤が弱っていくということにつながると思いますけれども、その辺に対して、町はどのような考え方をお持ちであるのか。そのような農地に対してどのような指導をされていくのか伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 確かに農地が平らなら、原もそうだし、西地名も、皆さんも行っていただければ、さま変わりもして茶畑が広がっているわけですがけれども、やはり問題は傾斜地だと思っています。やはりこの地域というのは傾斜地で、なかなか乗用も入れないという、可搬でやらなきゃいけないところも多いものですから、現状としてはそういったところは指導しながら、やはりやっていかなきゃいけない。

さっき言ったように、担い手不足もあって、どうしてもやっぱり農地としては平らな、乗用も入るような、そういったところがベストだと思っておりますけれども、今後もやはり指導の体制の中でどうつくり上げていくか。そこそこいろんな形の中で、いろんな委員会があって、雑木林植えるとか、しいたけの原木とか、そういったことの中の方向性もいろいろ出ていますので、そういった委員の方々のまた協力も得ながら、そういった傾斜地をどう対応していくかというのは今後の問題だと思うし、できるだけ長くやっていただきたいなという、それは本音ですがけれども、御高齢にもなって作業するというのはなかなか難しいところですので、よく相談しながら、これからはいろんな委員会ありますので、こういった形になるかという、そういったアイデアも含めながら、今後進めていく。

これも本当に我が町の課題と思っておりますので、しっかり取り組んでいかなきゃいけない。

何とかしたいと思っているんですよ、私自身も、その傾斜地というところを。何かに使えないかなという。それはいろんなアイデアの中で出てくるとは思いますけれども、少し答弁にならないかもしれないんですけども、そういうことでお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 町が今年度から取り組もうと言っているらしいです粗放的な農地の管理という言葉が予算の中の説明にあったと思うんですが、コナラですか、そういう原木を植えて、そういう荒廃農地を防いでいく、そのようなことに対して積極的に取り組んでいただいて、成果を上げていただきたいというふうに思います。

次に、近年は中山間地の支払い等の直接支払制度を活用した取組が減速しているというお話がありました。これは私も自分の地区でやったものが、地名のヤラザア会というのがあったわけですが、そういうものがもうなくなっている。先ほどなぜそれが、取組が減速しているかという理由の中で、担い手の減少という言葉が出てきましたけれども、私はこの支払制度自体の経理のやり方というか、会計管理というんですか、経理のあれが結構複雑なんですよ、制度が。ですので、なかなか使い勝手が悪いんじゃないかというふうに、実際この制度を利用させていただいて感じます。

ですので、こういう制度に替わるものを町独自でつくるという考え方が私はあってもいいんじゃないかというふうに思います。かなりこれを使わせていただいて、1年間で100万でしたっけ、3年間で300万、大きな事業ができるわけですね。河川のしゅんせつとか、のり面の清掃とか、そういうものもやはり農地を守っていく一つの手段であるというふうに思いますので、国の制度に頼るのではなく、町独自の制度、そういうものの創設ということを考えてもいいかと思いますが、その辺について考え方を伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、鈴木浩之君。

○産業振興課長（鈴木浩之君） 今の御質問に関しましては、まだお伝えはしておりませんが、町長から話がありまして、検討には入っております。

ただ、今支払いの面、経理の面が煩雑であって、それがということでもありますけれども、公の資金で制度を運営する以上、しっかりとした経理、これは行ってもらわなきゃならない、これは間違いないところであります。

そうは言いますが、国の制度におきましては、5年間の期間が必要ということで、実際に行う実施主体側としては、今から1年、2年はやれるかもしれないけれども、5年という不安だよ、そういった意見も聞かれます。

町の独自の制度が創設可能かどうか、その内容はこういったものか、まだ具体にはなっておりませんが、今中澤議員がおっしゃられた点、あるいは役場内で検討している制度上の課題、この辺を整理して検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

今、中で5年間がかなりハードルが高いと。支払いの経理の仕方もなかなか複雑である。そういうものの簡素化、5年を1年か2年にするという、そういうことも勘案しながら、制度の検討をぜひやっていただきたいというふうに感じます。

それでは、2点目の関係であります。近年共同製茶工場が閉鎖して、共同工場が共有で管理している茶園が所有者に返されるわけです。先ほど農地の集積の中でも行政側がおっしゃっていたように、機械化できるものについては借り手もあるし、優良農地として残るわけですが、機械も入らないような狭い土地については荒廃農地化していく状況にあります。

やはりそれだけではなくて、高齢者の独り暮らし、当然川根本町は高齢化率が県下で今トップになりましたよね、いいことか悪いことか分からないですけども。ただ82.1歳という健康寿命が男性があつて、女性は少し25位で低かったですけれども、そういうような元気なお年寄りがいる、その人たちが多分まだ農業を担っていくというふうに思うんですが、これから、単身の人であつて、跡取りのいない、相続あつても負の財産を抱えているということになると相続放棄されたり、相続人がいても行方不明であつてこの場所にはいらっしやらない、そんな状況が多々生じてくると思います。

先ほど管理人が指定されている場合は農業委員会が指導するということですが、以前私のところにも相続放棄された土地があつて、そういうことについてある課長さんの答弁ですが、地域からの情報を受けるけれども、行政は指導、助言はしません。その状況を伝えますという、そういう回答をいただいているんですが、私はそこはもう少し踏み込んで、地域の生活環境を悪化するような土地の情報が上がってきたら、やはり農業委員会は積極的に動くし、この管理人という人に対して、もう少し強く働きかけをする必要があるというふうに考えますが、その辺について考え方を伺います。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、鈴木浩之君。

○産業振興課長（鈴木浩之君） 当時の課長答弁でありますけれども、恐らく個別ケースをお互いに議員と私も想定して答弁したものであるというふうに推測をいたします。

この場では個別ケースについてはお答えしづらいものでありますので、詳細を確認した上で、対応、検討したいというふうに考えております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 分かりました。

ぜひそのような形で取組をお願いしたいと思います。

もう一点は、その管理人というのは、利害関係者、親族等が家庭裁判所に申請をして、家庭裁判所が選任をするという流れになっているというふうに思いますが、管理人に対する指導、管理人が全管義務をしなくて、その土地を管理しない事例があるわけですよね。その方は弁護士でいらっしやって静岡にお住みになっている。ですので、本来はその人が定期的に土地の管理をしなければいけない。それは義務づけられているわけですが、なかなかそういう状況がないということがありますので、私は選任をした家庭裁判所にでもそういう情報を

届けていく必要があるのではないかというふうに思うし、その管理人に対する効果というのがあると思うんですよ。

ですので、そういう点も念頭に入れていただいて、今後そういう情報が上ってきたら、管理人に対しても指導をしていきたいというふうに考えますが、行政の考え方を伺いたと思います。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、鈴木浩之君。

○産業振興課長（鈴木浩之君） 承知しました。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、2番目の農業振興地域整備計画の見直しについて再質問をさせていただきます。

これについては、川根本町の将来の農業の姿を描くために、農業、どういうふうに進めていくか。特に、農業振興地域の指定と農用地区内農地（青地）の指定について、この中で計画の中に入れていくわけであります。

先ほどの答弁の中で、今目標地図を作っているらしいです。それに基づいて将来自分ができる、これは誰かに貸したい、借り手もないという色分けを多分されていますが、ある地区のものをみてみますと、もう将来誰もやらないという地区が点在しているわけですね。だから、そういう地区についてやはり地域の実情を勘案し、確かに隣接土地だとなかなか難しい面がありますが、農用地区内農地の見直しというのは、この目標地図に基づいて多分やられると思うんですが、積極的な見直しというのは、これはずっと前からお願いしているところですが、地域の声を聞き、地域の実情を把握した上で行っていただきたいというふうに考えますが、農用地区内農地（青地）の見直しについて、考え方をもう一度伺いたと思います。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、鈴木浩之君。

○産業振興課長（鈴木浩之君） 農業振興地域整備計画でありますけれども、これは農業を振興する、そのための計画であります。ですので、農用地はその重要な資源ということでございます。

この農用地、青地でありますけれども、青地から除外した土地、これにつきましては、その周辺の農業振興が非常にしづらい、しにくいという状況になってまいります。基盤整備、農道整備、さらにはなるべくそうならないようにしてまいりますけれども、荒廃農地になった場合の再生整備、そういった事業の活用ができなくなります。そういった側面も勘案しまして、地域、エリア全体の計画として策定をする、こういう策定の方法を取るのが農業振興地域整備計画であります。

一方で、地域計画につきましては、そういった同じ10年間のスパンではありますけれども、具体的な担い手と農地の関係をつくる、そういった想定をする計画であります。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、親和性はございます。しかしながら、農業を

振興するという整備計画と具体的な人間と農地の関係をつくる地域計画、この違いがございました。

ですから、まず担い手の確保が農業の核となる、これも両方に共通をしております。ですので、現地域計画において担い手が明確になっておりますので、そちらをまずベースにして、それを基に農業振興地域整備計画をつくっていくということになります。

話が前後してしまいましたけれども、地域計画の目標地図のベースにはする。しかしながら、町域全体の農業振興をどうしていくか、これを書き記す整備計画、これは似てはいるけれども、結果として異なる場合もある、そういうふうにして策定をしております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、課長からるる説明をいただきました。地域計画というのは、農業振興地域整備計画の新しくつくるに当たっての基礎資料的なものと考えて、そういう形でよろしいのでしょうか。もう一度伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、鈴木浩之君。

○産業振興課長（鈴木浩之君） 基礎資料というよりは参考にする、参考にしなければならない、そういったところだというふうに思っております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 地域計画というのは参考にしなければならない。これについては、地域の考え方、声が反映されているものだというふうに感じますので、ぜひ農業振興地域整備計画を作成するに当たり、この地域計画を大いに活用して、すばらしいものをつくっていただければありがたいというふうに思います。

3番目の質問に移らせていただきます。

人工透析患者への支援対策ということで、情報の共有という考え方では、各課に所属する保健師、看護師が情報を共有されていて、何かあった場合は個別に対応するというお話でございますが、私が最初の方に申し上げました個別計画というのが、避難計画というのがあるわけですが、調べてみますと、人工透析患者も災害時の要支援者になっているわけですね。そういう人たちの情報というのは、障害者手帳をお持ちになっている方がほとんどだと思いますので、そういうことから把握できると思いますが、個別のその人がどこに住んでいて、何歳であって、こういう支援が必要であるというものは、個別計画の中に入れていくのかどうかという点についてまず伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、質問にお答えをさせていただきます。

透析治療を行っている方については個別計画云々にかかわらず命に関わることでございますので、具体的に役場のほうで、先ほど言いましたとおり、その方の状況、それについては把握をしておりますので、その中で個別対応させていただきたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 分かりました。

そういう形で情報をぜひ共有していただいて、災害時なんかの場合には、緊急な対応を取られるということで了解しました。

以前台風15号で道路が決壊して、道の駅のところですか、道路が決壊して、透析がその日にあったわけですね。透析患者の人たちは週2日間、透析に通わなければならないわけです。家族が必ず付き添うか外出支援等使って透析治療を受けられている人、そのとき、やはり透析をできなかった時間があるって、あのまま道路が決壊したままであったらということをして透析を治療されている方から伺ったわけですが、そのような場合、どのような……、例えば局地的な災害があった場合は、先ほど言ったように、ドクターヘリとかそういうものが来るかと思えますけれども、大規模災害が起こった場合、やはりこういう地域は孤立してしまうと思うんです。多分救助なんかも後回しになるのではないかというふうに私は思うんですけれども、やはりそうした場合、町独自の対応、もしあのまま道路が決壊して、透析の人たちが受けられないような状態であったら、行政はどのように対応しようと考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） 町長の答弁の中で申し上げましたとおり、現在静岡県災害時人工透析マニュアルというものがございます。その中で中部保健所とも連携を図りながら、意思疎通を図って対応してまいりたいと考えております。

万が一陸路が寸断されてしまった場合には空路による搬送等も含めて、中部保健所とも連携を図り対応してまいりたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） よく行政の方、私も行政にいたものですからこんなことは言えないですけれども、マニュアルに従うというようなものがあるわけですね。それは基準的にこうしたらこうだということで、そういう形で計画がされているかと思うんですけれども、マニュアルに全て従うのではなくて、やはり町独自のものというのを考えておく必要があると思うんですよ。

災害というのは同じような状況じゃないわけです。これから多様化して、大規模化していく災害に対応するには、やはりこのマニュアル、県がつくったマニュアルに従うのではなくて、川根本町独自、それを川根本町が使いやすいように変えていく必要があるというふうに思いますけれども、単にマニュアルだけにとらわれるという必要は私はないというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） ただいまの質問にお答えをいたしますが、実際に災害が発生してしまった場合には、町内の中で透析治療をすることができませんので、やはりそのマニュアルに従いながら、保健所とも連携を図って対応する必要があります。

また、透析の医療機関につきましても町外の島田市、それから藤枝市等にある医療機関にかかっているという状況ですので、その中でやはりマニュアルに従うことは重要であると考えております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） じゃ、お聞きします。当然避難をされるわけですよね、災害の場合。透析の患者の人たちがいらっしゃる。停電が続いたときがあったと思うんですが、そういう場合の対応というのは具体的に持っていらっしゃるということで、今のことだと、そのマニュアルに従ってやるということなんですけれども、実際どういうふうに行うわけですか。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） その透析治療を行っていらっしゃる方の個別の情報は、先ほど言いましたとおり、把握をしております。その中で、透析日等もあります。あとは災害時の対応といたしまして、例えば町外の親族の方のところに身を寄せる、または、そういう方がいらっしゃらないので、例えばホテルとかに泊まるようなところも一応把握しておりますので、その中でどうしたらいいかということも含めて個別に連携を取って対応してまいりたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 最後の質問にもつながるわけですが、そういう場合、島田の医療センターへ透析治療に通われている方がかなり多くいらっしゃるというふうに思いますけれども、そういうところとの協定を結んで、医師の派遣をしてもらうということはできないわけですか。そのマニュアルの中にはそういうことが載っているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） 冒頭の町長の答弁でもありますとおり、そのマニュアルの中に川根本町の担当の市町のキーパーソンとして、島田市立総合医療センターの担当者の方が指定をされております。その中で、その方とも連携を図りながらどうしたらいいか、また、島田市立総合医療センターだけではございませんので、その他の医療機関の状況も踏まえて対応する必要があるかなというふうに思っております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 最後に伺います。

私、災害時における様々な団体と災害協定とかを町のほうは締結しておりますので、ぜひ島田市の医療センターと災害時における医師の派遣を緊急に行っていただく、そういう協定を結ぶ必要があるというふうに考えますが、もう一度考え方を伺います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 私も令和4年のときの台風のときにいろいろな様々な経験しました。その中において、新しい危機管理課を設けたということ。その中において、何が大事かとい

うのは、やはり事前調査、雨が来るだよ、何が来るだよ、そのときにはやはりそういった透析の患者さんもそうでしょう、がんを患っている患者さんもいるかもしれません。そういった調査の中において、先ほど言った孤立化、孤立化も味わいましたから、私も、その中においてどうするかということは……

(発言する者あり)

○町長（藺田靖邦君） その中において、やはり情報を早く保健師にも私どものほうの家族のほうに言って、例えば先ほど課長が言ったホテルに行ってもらおうとか、そういった調査も必要なんじゃないかと思う。

もう1回経験しているから、あの辛さを、災害を。そうしたら、事前にどうするかという把握はもう職員全体が感じているところでもありますので、早く家族の皆さんに、御親戚の皆さんにもそうですけれども、患者さんをそっちへ誘導してくださいとか、そういった対応をしっかりと取っていかなくちゃいけない。それは全部含めてこれから先も指導をしていきたいと思っていますし、早め早めの対応、そうした患者さんがいるときには。患者ばかりじゃないですけれども、そういったことの中において、これからも取り組んでまいりたい、そんなふうに思っています。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 台風15号の知見を生かしていただいて、実効あるマニュアルの作成、患者、そういう災害時要援護者の支援というものを的確にやっていただきたいというふうに思います。

最後に、川根本町の将来像として「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町」、誰もが安心して安全で、私はここに自分らしくということを入れたいと思いますが、暮らせる、そんなふるさつをつくるため、そして、誰にも優しいバリアフリー化したユニバーサルデザイン化したまちをつくっていただくように、皆さんのこれからの御活躍を期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（石山貴美夫君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時10分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、大竹勝子君、発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ただいまより通告に従い、一般質問を行います。

質問に先立ちまして、今年の全国茶品評会で2年ぶりに当町が産地賞に輝きましたことに、

それも農林大臣賞などを見事受賞されました相藤直樹様をはじめ、相藤令司様、関係者の皆様に心から感謝とお喜びを申し上げます。

その一方で、先日の台風災害、記録的な竜巻による被害に遭われた牧之原市、吉田町などの皆様に心よりお見舞いと一日も早い普及・復興を願わずにはいられないことを申し上げまして、本題の一般質問に入らせていただきます。

今回の通告の大きな表題は、川根本町こども計画に掲げられている「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組についてです。2番目に、物価高騰対策について、3番目に、平和教育についての3点です。

大きな1点目の川根本町こども計画に掲げられている「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組について、町長の御決意を伺います。

この議会が終わりましたら、30日から町長・町議選が始まります。既に2期目を目指して後援会活動などを進められている藺田町長ですが、当然当町の少子高齢化、人口減少の克服について、最大の課題と考えておられることと思います。

今年3月に策定した川根本町こども計画の冒頭の挨拶でも、町長は、「子供や若者が川根本町に住み続けたい、川根本町で子育てがしたい、川根本町に住んで幸せだと思える町になるよう取り組んでまいります」と述べられ、「結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な課題の解決に向けて、切れ目なく幅広い支援を展開していくことや、子供や若者は社会を共につくる権利主体であり、意見を述べたりまちづくりに参画する場所や機会の確保、子供の貧困解消を一体的に捉えて策定した」としています。

当町は、18歳未満の子供の医療費の完全無料化など他の自治体に先駆けて取り組んできたものもありますが、さらに少子化、人口減少に歯止めをかけるためにも、どこの町よりも子育てしやすい町にする必要があるという考えから、私は、4年前に議席をいただいて以来、一般質問などで近隣市町で取り組んで喜ばれている子育て支援策について、当町でも一刻も早く取り組むべきではないかと、学校給食費や保育料の無償化、訪問居宅育児支援や遊び場づくり、遊具設置など、繰り返し実施を求めてきました。

しかし、残念ながらいまだに前向きな答弁をいただけていません。本当に子供真ん中のまちづくりを考えておられるか、子供や若者がこの町に住み続けたい、川根本町で子育てをしたいと思ってもらえるまちづくりを真剣に考えておられるのか、疑問に思えてなりません。

そこで、2期目に向けた決意が本物であることを期待しまして、具体的に5点伺います。

1点目は、こども計画の中のアンケートによると、町に期待することの1位は、児童館や公園など子供の遊び場の拡充で73.6%、2位が児童手当の増額など経済的支援の拡充で50.9%、3位が安心して子供が受診できる医療体制の整備で47.2%、4位も保育料などの費用負担の軽減で24.5%です。2位の経済的支援の拡充と4位の費用負担の軽減を合わせると75.4%で、子育て費用への経済的支援の要望がトップになります。町長は、この要望にどうお応えになる考えでしょうか。

2点目は、これまでも繰り返し要望させていただいている居宅訪問型育児支援の実施についてです。今回のこども計画にも子供の養育を支援するサービスの充実（44ページ）に載っていますが、ファミリーサポートセンターや事業の立ち上げ、養育支援訪問、相談の実施を上げています。どのように取り組むお考えでしょうか。

居宅訪問型育児支援については、島田市や藤枝市など近隣の自治体では、既に何年も前から産前産後30時間から60時間、無料で使えるようにしており、大変喜ばれていると聞いています。当町でも藤川と地名の2か所の子育て支援センターで保育士なども確保できており、やる気にさえなれば実施できる状況ではないでしょうか。町長の考えを伺います。

3点目は、放課後児童クラブの運営状況についてです。放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、昼間家庭にいない働く保護者が小学生児童に対し、授業の終了後などに小学校の余裕教室や児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図るものと定めた保護者や子供たちにとって非常に重要な存在であり、そこで働く指導員は大切なお子さんを預かり、遊びや家庭に代わる安全で安心な生活の場を提供される責任はとても大きい、大切な人材です。

旧本川根側はクラブ開始から1校の児童で場所も確保されて今に至っていますが、旧中川根側は3つの小学校の児童を毎日中央小に集めての始まりで、利用者も少なかったのですが、次第に増えてきたことで場所を生活改善センターに代えたり、また空き教室に戻ったりと苦勞しながら続けられています。3小学校が中央小に統合されてからは、元南部小や第一小の子供たちが利用しやすくなったことはよかったことと思います。一方で、問題も生じているのではないかと心配です。子供たちの利用状況や大切な子供たちを預かる指導員の待遇は、職責に見合った十分な委託料となっていると考えておられるか伺います。

4点目は、不登校生徒への対応についてです。小中一貫義務教育学校になり、学びの環境の変化に子供たちがついていけるか心配です。ゼロ歳から18歳までの切れ目ない教育を掲げる本町にとって、こども計画を推進するに当たり、学校との連携は不可欠であると考えます。

全国的にも増え続けている義務教育における児童・生徒の不登校への対応が課題となっている中、学校へ通う楽しさや喜びを伝えていく必要があるのではないかと思います。当町では、光の森学園は少人数で教師の目も行き届いているでしょうが、旧中川根側は、3校が1校になったことで1クラスの人数が3倍になり、先生の目が届かないといったこともあるのではないのでしょうか。小中一貫義務教育学校における環境の変化が子供たちにどのような影響をもたらしているか、不登校状況はどうか、どのように対応、支援をされているか、具体的に御説明をお願いします。

5点目は、こども計画のアンケートの中からも明らかな子育て世帯への経済的支援の拡充についてです。異常な物価高騰が長引く中で、特に子育て世帯にとって、子供の多いお宅ほど耐え難い負担増になっていることを踏まえて、保育料や学校給食費の無償化など、行政としてやれるだけの支援を取り組むべきと考えます。給食費の滞納は、親としてもさぞかし苦

しい選択と思われませんが、滞納状況はどうでしょうか。本来なら幸せなはずの子育てをここまで追い込んではないと思いますが、給食費を無償にすれば解決できる問題です。

町長が言われる子供真ん中の考え方にも反するもので、これこそ保育料や学校給食費など子育て負担を軽減する経済的支援を強めるお考えはないか伺います。子供の数が少ない当町だからこそ、どこの町よりも子育て支援に力を入れていることを見える形で示して、子育て世帯を励ますお考えはないか伺います。

次に、大きな2点目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使途について伺います。

どんな家庭にも平等に生活支援になる施策が必要と考えますが、水道料金の基本料金を今年の後半分、9月から12月分だけでも無料にするといった考えはないか伺います。

最後に、3点目の問題です。

太平洋戦争が終結して80年が過ぎ、悲惨な戦争を体験された方が全員80歳過ぎとなり、二度と戦争はしてはならないことを次世代に語り継ぐことが難しくなってきます。当町の平和の取組について伺います。

平和展や戦争体験者の話を聞くような取組を行う考えはありませんか。今年、学校教育や社会教育の面からどのような取組がされているのか伺います。

2番目に、5年生の県外体験学習は、昨年から原爆投下の長崎に変更し、平和公園や世界遺産となった、いわゆる軍艦島と呼ばれる端島などを訪問していますが、目的に戦争を風化させないための平和教育を入れる考えはありませんか。

以上、前向きで温かな答弁を期待して、壇上からの1回目の質問とさせていただきます。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの大竹勝子君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、
藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、大竹議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の川根本町こども計画の推進について、2番目のファミリーサポートセンターの利用についてお答えをさせていただきます。

令和7年3月に策定した川根本町こども計画の策定に向け実施したアンケートでは、「町に対して期待していること」として、児童館や公園などの子供の遊び場の拡充、児童手当等の増額による経済的支援の拡充、安心して子供が医療機関を受診できる体制の整備などの御意見をいただいております。議員おっしゃるとおりであります。

また、「平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業」として、認可保育所、居宅型訪問保育、ファミリーサポートセンターなどの御意見がございました。これらの御意見などを踏まえて策定したこども計画では、全ての子供、若者が個人として尊重され、必要に応じて地域や社会全体から支援を受けられる環境整備を目指しており、庁内関係課と連携し、円滑かつ柔軟に計画を推進してまいります。

また、町内の保育園、義務教育学校、地域との連携強化を図り、町全体で子育てを支援する体制の整備を進めてまいります。具体的な内容につきましては、担当課長から後でお答え

させていただきます。

3つ目の放課後児童クラブの指導員の処遇に関する質問についてお答えをさせていただきます。

現在、放課後児童クラブの運営は、特定非営利活動法人「かわね来風」に委託し、実施しております。委託に当たっては、指導員の処遇について事業者との協議の上、対応しており、現状において適正であると考えております。今後、社会情勢の変化等により処遇の見直しが必要と判断した場合は、事業者と協議し、適切に対応してまいります。

4つ目です。義務教育学校における児童・生徒の不登校が課題となっている中で、学校へ通う楽しさや喜びを伝えていく必要があるのではないかについてお答えをさせていただきます。

本町では、令和6年度から静西教育事務所管内で初めて2校の義務教育学校を開校しております。目的は、ゼロ歳から18歳までのシームレスな共育の実現であり、私も何度も言っておりますが、義務教育学校は、子供たちに居場所を提供する基盤としての役割を担っています。教室だけでなく、多様な学びの場を創出し、子供たちに学校へ通う楽しさや喜びを感じてもらえるよう引き続き取り組んでいきます。

なお、義務教育学校と川根本町こども計画の関連につきましては、教育長よりお答えいたします。

5番目の保育園給食費、学校給食費無償化に関する質問についてお答えします。

何度も議員に質問を受けられておるわけですが、学校給食費無償化については、引き続き検討しているところであります。現状、川根本町の学校給食費は、県内で有償化の市町の中で最も保護者負担が軽い水準です。また、保育園の副食費は、国の公定価格が令和7年度に4,900円に改定する中、川根本町は令和4年度の単価4,500円を継続し、保護者負担の軽減に努めております。限られた財源の中で、給食費の無償化や様々な子育て支援策の最適な予算の在り方について、今後、ハードからハードと私が言いましたので、その部分は大事にしながら取り組んでまいりたい、そこはお約束、議員にさせていただきます。

2つ目の1つ目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使途についてお答えします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、政府が示す事業推奨メニューを踏まえ、当町において商品券事業や学校給食費負担軽減事業に充当し、住民生活の負担軽減及び地域経済の活性化に資する取組を推進しております。

物価高騰への対策としては、地域経済の循環を促す観点から、消費喚起に効果が高い事業に重点的に交付金を活用する必要があると考えております。

一方で、水道料金の無償化等への充当も住民の生活負担軽減という点で目的は共通しております。今後の状況変化を踏まえ、将来的に必要性が生じた場合には、交付金の水道基本料金への充当につきましても総合的に、いろんなハード面、まだここあると思いますので、総合的に検討してまいりたいと考えております。

3つ目の1つです。戦後80年になるが、平和展や体験者に話を聞くような取組をする考えはないかについてお答えします。

平和な社会を次世代に継承していくためには、戦争の歴史的教訓を正しく伝えることが重要です。国際理解及び人権尊重の意識を醸成する教育に努めてまいります。

具体的な取組につきましては、教育長より後ほどお答えさせていただきます。

2つ目の5年生の県外体験研修の目的に戦争の記憶を風化させない平和教育を入れるべきではないかについてお答えします。

本町では、平成13年度より義務教育学校5年生を対象に県外体験学習を実施し、平成28年度からは富士山静岡空港の利活用も含め、目的地を変更して実施しております。令和5年度からは長崎原爆資料館を訪問し、平和の重要性を学ぶ機会としております。

詳細については、教育長よりお答えさせていただきます。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、私のほうから大竹議員の質問に対して2点お答えをさせていただきます。

まず、1－（1）川根本町こども計画の推進に係る質問にお答えをさせていただきます。

まず、児童館や公園など子供の遊び場の拡充に関する要望については、子供の遊ぶ機会や文化、芸術に触れる機会の充実や、子供や子育て家庭の居場所の確保として位置づけております。また、児童手当などの増額を求める経済的支援の拡充については、経済的な支援として、そして、さらに安心して子供が医療機関を受診できる体制の整備については、地域医療体制の充実として、それぞれ川根本町こども計画に反映をさせていただいております。

2点目です。1－（2）ファミリーサポートセンターなどの利用についてお答えをさせていただきます。

現在、居宅型訪問保育、ファミリーサポートセンターの事業については、町内において実施されておらず、現時点では、子育て支援センターでの訪問保育体制が整っていないことから子育て支援センターによる職員の訪問等は考えておりません。

今後、保護者や関係団体等の皆様からニーズを聞き取り、事業の実施について検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） それでは、1－（4）義務教育における児童・生徒の不登校が問題になっている中で、学校へ通う楽しさ、喜びを伝えていく必要があるのではないかという御質問についてお答えします。

ゼロ歳から18歳までの切れ目のない共育、共育とは、教え育てるのではない、私たちは共に育つと考えています。その共育を実現するために、義務教育学校には様々な人たちをつなぐプラットフォームとしての役割を求めています。その中でも特に大切なことは、一人一人に

居場所があるということです。教室の中だけでなく、多様な学びの場を創出することが学ぶ楽しさや喜びにつながると考えています。

その考えに基づき、本年度、校内と校外にOIDEというフリースペースを開設しました。OIDEのOとはオープン、OIDEのIは、一人一人がデザインできるアイデアが活かされるということ、OIDEのDは、一人一人のデザインが大事にされるということ、そしてOIDEのEはエブリワン、誰もが利用できるという、そういう居場所をこれからも充実させていきたいと考えております。

続いて、3－（1）戦後80年になるが、平和展や体験者に話を聞くような取組をする考えはないかについてお答えします。

戦後80年の節目の年は、戦争を経験していない世代が大多数となる中、戦争の記憶を普遍的な学びへと昇華させる取組が求められている時期でもあります。

8月1日から31日の間、町の文化会館で「川根本町に刻まれた戦争の記憶をつなぐ」展を実施し、展示期間中には体験者から子供へ当時の体験を語る場がありました。今後も歴史の学びを未来への行動につなげていく教育を推進してまいります。

続いて、3－（2）5年生の県外体験研修の目的に戦争の記憶を風化させない平和教育を取り入れるべきではないかについてお答えします。

本町では、多様な価値観や文化を学ぶ場として、義務教育学校の5年生を対象に県外体験を実施しています。令和5年から訪れている長崎原爆資料館では、平和ガイドの方に御案内いただき、グループワークを行っております。この体験は、子供たちにとって平和の大切さを理解する貴重な学びの場となっております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 最初の児童館や公園などの子供の遊び場についてですけれども、茶茗館とか音戯の郷など、ちょっと簡単な遊具などを設置したらどうかと思いますけれども、茶茗館には広場はありますけれども遊び場がなくて、子供が外でも遊んでもいいようなスペースは十分あると思うんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 茶茗館、確かに庭があつて、それでもうちの孫も一生懸命サッカーボールとか遊ぶから、あそこに遊具をやはり持つてくる、またいろんな問題出てくるんじゃないかな、そこはそんなふうに私は思っています。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ブランコとか、そのようなものなら近くでご父兄が見られて遊びやすいのではないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきますが、

こども計画の中では、具体的に例えば茶茗館であるとか、音戯の郷などの遊具の設置の決定までには至っておりませんが、今後、こども計画を推進する中で、保護者の皆さんや関係者の皆さんから御意見を伺いながら、どのような遊具を設置するのか、またはどこに設置するのかも含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 次に移ります。ありがとうございます。

島田や藤枝でやっているファミリーサポートセンターの在り方なんですけれども、支援を受けたい人と支援ができる人、そういう人が会員となって相互に支援されたりしたりということで、そういう組織をつくるなど参考になると思うんですけれども、そのほうは考えておられませんか。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、質問にお答えをさせていただきます。

議員も御承知のことと思いますが、ファミリーサポートセンター事業は、児童の預かり援助を受けたい方と援助を行いたい方の相互援助の活動に関する連絡調整等を行える事業となっております。こども計画を推進する中で、今後、保護者や関係者の皆様方からニーズの聞き取りを行いながら、事業の実施について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 分かりました。

放課後の児童クラブの委託料についてですけれども、現場の状況とか声をちょっと聞いてきたんですけれども、ボーナスも出してやりたいとの思いがあるそうですけれども、ぎりぎりいっぱいやっていますのでということと言われて、資格を取るための手当なんかも出しているということで、委託料を上乗せするような考えはありませんか。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、質問にお答えをさせていただきます。

冒頭の町長の答弁でもございましたとおり、委託に当たっては、指導員の処遇について委託事業者と協議を行った上で対応しておりますので、その辺につきまして、今後社会情勢の変化等により必要と判断された場合には、また改めて事業者と検討を進めながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 指導員の処遇改善ですけれども、最低賃金が上がったということで給料なども少し上げたそうなんですけれども、それで十分なものになっているか、どういうふうに考えるか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） その辺も含めまして、先ほど来言いましたとおり、事業者といろいろ調整を図りながら対応をしておりますので、その辺について、今後につきましても

事業者と検討しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） これは場所についてですけれども、小澤医院の跡地の活用で使わせていただくとありがたいというふうなこともお聞きしたんですけれども、場所的にも三ツ星学園と近い場所にあるので、その辺、いかがでしょうか。利用できればしたいということでした。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） その児童クラブの場所につきましても、学校等ともいろいろ相談をしながら対応しているところでございます。小澤医院の跡地、あの建物につきましても、ずっと使用されないで経過がたっておりますので、実施するに当たっては、その辺の整備も必要かと考えています。いろいろな具体的な財政面等、また特定財源等どうするのかも含めて検討するものかなと思っております。その辺の開所場所につきましても、学校と、または教育委員会とも連携を図りながら今後も検討してまいりたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） それと、要望でしたけれども、送り迎えをする車がもう1台あればいいということも聞いているんですけれども、そのようなことは聞いていらっしゃいますか。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） 私のほうでは、特に今のところそのような要望は聞いておりません。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） できれば要望を取り入れてあげていただきたいと思います。

それから、不登校についてですけれども、不登校になっている理由というか、要因というか、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） 昔は、不登校というと学校で何かがあったとか、一人一人の個々のケースが、例えば先生とうまくいかないとかあるんですが、これは川根本町だけに限らず全国的に言えることは、もう一人一人の学びに学校だけでは対応できないというのが今の現状です。ですから、我々は、不登校になった子たちが学校に行けない子ではなく、学校に行かない子というふうに考えて、先ほどから申し上げているように、居場所を、学ぶ多様化、多様な居場所を用意するということができる限りやっていきたいと考えています。様々な本当に要因があります。なぜ不登校になってしまったのかというのは、一人一人がそれぞれ違う学びを求めているからだということでお答えさせていただきます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ありがとうございます。

学校給食費なんですけれども、支援をしてほしいという希望がたくさんあるようなんです

けれども、児童・生徒の保護者からの負担分を引くと、7年度予算で766万3,000円となって800万円ほどあれば無償化にできるんじゃないかと計算はしたんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、柴亨君。

○教育総務課長（柴 亨君） 学校給食費の無償化につきましては、先ほど町長のほうの答弁にもありましたが、限られた予算をどのように使うかということを引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 限られた予算の中でやるということですが、どれをどういうふうにしていくかというふうなこともあるんですけれども、子供たちのためにやはり全国的にも無償化している自治体が増えてきている段階で、早くやるのが一番大事かなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議員、学校給食無償化、絶えず質問していただいて、私自身も検討の課題の中にそれは入っているということ、小さな町だから小さな町でできること、それはあるんですけれども、やはりさっき試算勘定したでしょう。私も質問を議員時代したんですけれども、ある程度の試算の中でやっていくということは、ほかに回さなきゃいけないこともいっぱいあるものですから、いずれにしろ先ほど演壇で話をしたように、とにかくハートの部分、そこはこれから先やっていく私の仕事だなと思っています。

また、新しい議員の皆さんとも、それは了解の中でいろんな話をしていかなきゃならん問題もありますが、取りあえず1期目の私の判断というのは、そういった検討余地の中で心の中にとめてあるということで、これから先の、子供中心と私はいつも言っていますので、その中に置いておいて、どういう判断が私ができるか。また、予算配分もありますので、その中でこれから先も検討をしてみたい、そういうことです。お願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 検討していただいて、なるべく早く実現できるようにお願いしたいと思っております。

2番目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使途についてですけれども、国から入ってきた事業費で使った実績のほうを見てみますと、入ってきたお金よりも使ったお金が大分残っているんですけれども、令和5年12月に低所得者の世帯給付金ですけれども、総額が5,950万円の実績が5,033円と差引き917万円が出ているんですけれども、こういう残されたものはどういうふうに使われているのでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） この低所得世帯の支援事業というのは、実績で交付されます。

議員がおっしゃっている物価高騰とはまた、名前は一緒なんですけれども、別枠できます。これはもう低所得者に限られてくるものですから、これが余ったからといって町にその分の余裕なお金があるというわけではありませんので、ちょっと制度がすごいややこしい、同じ名前ですので誤解されやすいんですけれども、ちょっとその辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すみません、東京都では、暑い時期の水道料4か月分を無料にしてみましたけれども、憲法第25条の生存権の原点に立って、清浄にして豊富低廉な水の供給を目的とした水道法第1条にのっとり行ったものだそうですけれども、水を大量に使うことのない独り暮らしの方や生活困窮者には、基本料金だけでも下げられないでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 暮らし環境課長、風間一章君。

○暮らし環境課長（風間一章君） 大竹議員の質問にお答えいたします。

東京都と当町とは、かなり規模が違います。まず、分母が違うということを御理解ください。また、大量に使うということは、水道料金を払っていただける企業体、そういうのも全然違います。そういうもう東京都うちの町と比較するか、そこのところはある程度水道料金を頂けるといふ、収入が入るところがまず全然規模が違うため、それを基本料金をやめるということになりますと、水道料金で賄っている水道事業が成り立たないということがございます。そういうことを踏まえて基本料金の無償化ということは、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 水道のことは分かりました。

余った分というか、そういうのはくるけれども、もしこれ余った分というのは、国へまた返されるのでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 結論から言うと、交付金の額は余りません。というのは、この仕組みなんですけれども、国からこの町、川根本町にこの物価高騰の交付金は幾らですというのがきます。それに対して、町では推奨メニューを基に計画をします。その時点で、交付額より多く計画を立てます。ちょうどには立てられませんので、人数とか規模とかありますので、計画額、町で予定している予算額のほうが大きくなります。その大きくなった分というのは、町の一般財源を使っております。実績が出ます。実績が出た場合、議員がおっしゃる余分な額というのは、一般財源の支出を減らすために、そこは減額させてもらっています。ですので、交付金が余るということはほとんどございません。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ちょっと平和教育のほうに移ります。

文化会館でやられた語る会ですけれども、平和展、戦争を語る会のようなものやっていたんだんですけども、ちょっと私も気づかなくて行けなかったんですけども、どういうふうな内容でやられましたでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 社会教育課長、向島裕人君。

○社会教育課長（向島裕人君） 戦争の展示ということで、先ほど教育長の答弁にもありましたように8月1日から31日の1か月間、「川根本町に刻まれた戦争の記憶」というタイトルで資料や絵画の展示、また、期間中に体験者から子供たちへ当時の体験の話を聞くような機会がありました。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） その参加された子供さんたちの反応はどんな感じだったのでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 社会教育課長、向島裕人君。

○社会教育課長（向島裕人君） 当時の話を聞いた子供たちの感想として、墜落した飛行機で起きた被害はどんな被害が起きたかとか、町で起きた戦争の話を初めて聞いた、また、日本の近くや日本で戦争が起きたら怖いなどと思ったというような感想を聞いております。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） そのような計画というのは、引き続きやっていく予定でいますか。

○議長（石山貴美夫君） 社会教育課長、向島裕人君。

○社会教育課長（向島裕人君） 文化会館のほうの展示も計画がいろいろありますものですが、計画に沿って、そういう内容も検討して展示のほうをしていきたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 町内の戦争体験者や親などの体験などを聞いた人たちによる語り部の会のようなものを立ち上げて、戦争の記憶を風化させないように取り組むようなお考えはありますか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） とてもいい御提案だと思いますが、現在でも、もうその語り部の会というのがなくても、先ほどの戦争を語る会であったり、そこでお話ししてくださっている方たちは、もう90超えているわけです。ですから、そういう方たちが御存命のうちにたくさん話を聞きたいねという、子供たちのそういう思いを醸成させることも一方で学校教育の中で大事にしていきたいと考えています。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ありがとうございます。

以前、私も被爆の展示会をやらせていただいたことがあるんですけども、こういう展示する会とか講演会なんかを実施するのに、町からもそういう何か、お金がやはりかかるものですか、そういう援助は出すことができますか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） 戦争の体験を風化させないということは、大きな学校教育の中で重要なことだと考えておりますので、そういうような学びの機会、そういうことに関する講師派遣が必要な場合、そういうのは各学校の予算がありますので、そういうところでも対応しますし、社会教育、教育委員会のほうでもそういうような場があるんだったら、推奨しながらサポートしていきたいなと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 戦争が起きている社会では平和教育にはならないということで、平和なときに平和の教育をやったほうが効果があるということでいろいろやっていますけれども、今の日本だからこそ平和教育ができるのではないかとということで、戦争が今は起こっていないけれども、日本は本当に平和なのかどうなのか、平和と言えば平和なんでしょうけれども、これからの子供たちは、国内のことだけでなく世界に目を向けていく必要があると思います。

世界のどこかで起こっている戦争に対して、日本に住む私たちに何ができるのかという考える人を育てることも、そういう人を育てることも教育で必要かと思っております。これからは世界の戦争、紛争にも目を向けることが求められていると思っておりますので、ぜひともよろしくお願い致します。

終わります。

○議長（石山貴美夫君） よろしいですか。

○6番（大竹勝子君） 返答いただいていいですか。

○議長（石山貴美夫君） じゃ、教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） 世界には様々な戦争や紛争が今起こっているのを子供たちに伝えるということも大事なんですが、平和なときにこそという議員のお言葉でしたが、やはり子供たちの中に、日常的な中でも平和教育というのは十分ある。例えば友達同士の争い事が起きたときにどうやって解決すればいいんだろうかと。直接紛争ではないですが、もう日々、日常の中でやはり平和というものを考える。そういうことを今、学校教育の中でも十分やっています。

そういうことの延長にやはり世界の紛争とか戦争にも目を向けるようなベーシックなところは、やはり一人一人が平和感覚を持つ。平和というのはどういうものだろうというのを小さいうちから学んでいく。その上で、大きな問題について考えていくというようなスタンスでこれからも啓発していきたいと思っております。

以上です。

○6番（大竹勝子君） ありがとうございます。

これで私の質問終わらせてもらいます。

○議長（石山貴美夫君） これで大竹勝子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、佐々木直也君、発言を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 1番、佐々木です。

今、前のお二人の方の一般質問を聞いていて、改めてこの町がいろんな先輩方の発言や、全協だとか委員会だとかいろんなところの発言でこの町が出来上がっていているんだなということを感じましたし、また、このメンバーでの議会が今日で最後だと思うと、何かちょっと寂しいななんてことを思いながら聞かせていただきました。

また、私もいろんな役割の中で引き続きこの町の未来のために尽くしてまいりたいと思っております。改めて思いました。

では、議員の任期の4年間、一般質問の機会はもちろんのこと、日々の議員活動の中で様々な方と様々な議論を重ね、町長、教育長をはじめ、担当課長、職員の皆様、そして町民の皆様、時には町外の方にお力添えをいただいて、それぞれの立場から最大限この町に関わる方々の福祉の向上を願い最善を尽くしてまいりました。任期最後の一般質問に当たり、まずは心から感謝申し上げます。

「収穫には立ち会えないかもしれないが、できるだけ多くの種をまこう」、私は常にこれを心がけて活動してまいりました。私がこの4年間で10回を超えて重ねた一般質問は、常にこの考えの上で話をしてきました。

物価高などによる景気の低迷、いろいろな要素が絡んでの閉塞感、異常気象、災害、気持ち下がるような要素が次から次へと出てくるわけですが、過去と比べたりすることなく、今いるところから前を見れば、全てはここからで、むしろ希望にあふれてすらいいます。課題すら宝です。川根本町全てはここから、引き続きそれぞれの立場で最善を尽くして未来への種まきを続けてまいりましょう。

では、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

大きな一つ目、ガバメントクラウドファンディング（クラウドファンディング型ふるさと納税）の活用について。

当町ではまだ活用されていないふるさと納税の形の一つガバメントクラウドファンディングは、当町にとって財政的な観点、町の活性化という観点からも非常に有利であると考えます。

（1）この制度について町として調査、検討したことはありますか、伺います。

(2) この制度のさらなる推進、自治体への支援策としてふるさと起業家支援プロジェクトとふるさと移住交流促進プロジェクトという総務省のメニューがあります。当町の既存の補助金や事業について、このメニューの活用によって特別交付税措置がなされる可能性があり、財政的にも非常に有利であるので、ぜひ御活用いただきたいと思います。考えを伺います。

(3) 当町における活用、制度設計にはかなりのマンパワーが必要になると推測されます。専門のチームの立ち上げが必要かと考えます。いかがでしょうか。

大きな2つ目、子どもの権利条例の制定に向けて。

以前の一般質問を受けて、川根本町こども計画の中に子どもの権利条約に基づく施策の推進が入りました。より一層の子供を真ん中に置いたまちづくりに向けて子どもの権利条例の制定を目指すべきかと考えます。いかがでしょうか。町として子どもの権利条約を制定する考えはあるでしょうか。

(2) 制定に向けて、住民を含めた策定懇話会を定期的を開催して当町独自の条例制定を目指すことが重要かと思いますが、いかがでしょうか。

大きな3つ目、自治会の再構築について。

高齢化、人口減少により各区内での役割の負担が厳しくなっています。このことについて伺います。

(1) 民生委員、児童委員について不在となる区が出ていると聞きますが、実態はいかがでしょうか。

(2) 区長、民生委員の各区内での役割について、業務内容の整理、役割分担を再構築し、負担軽減、効率化を考える時期になると思います。新たに集落支援員の制度を活用することはこのことに大きく寄与すると考えます。町の考えを伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの佐々木直也君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、佐々木議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の制度の調査、検討についてお答えします。

大井川鐵道の全線復旧に向けてどのような取組ができるか、町では2023年にガバメントクラウドファンディング及びクラウドファンディング型ふるさと納税について検討した経緯がございます。

二つ目です。ふるさと起業家支援プロジェクトとふるさと移住交流促進プロジェクトについてお答えします。

ふるさと起業家支援プロジェクトについては、納税者が本町で応援したい起業家や事業を選んで納税する仕組みです。そのため、町では詳細な制度設計を行い、起業家は町に応援してもらいたい事業を示す必要があります。

一方、ふるさと移住交流促進プロジェクトについては、町において移住コーディネーターを2名雇用し、移住希望者の相談対応に当たり、一定の成果を上げており、国の特別交付金を頂いて実施しております。

三つ目です。専門のチームの立ち上げについてお答えします。

議員がおっしゃるとおり、これらの取組を本町で活用するための制度設計には、相応のマンパワーが必要と考えております。役場の限られた人員の中、専門チームの立ち上げは簡単なことではありませんが、それが可能かどうか慎重に検討してまいります。

二つ目に入ります。

一つ目の子どもの権利条例制定、2番目の子どもの権利条例制定に向けた策定懇話会の開催についてお答えします。

議員がおっしゃるとおり、令和7年3月に制定した川根本町こども計画の基本理念には、子どもの権利条約の定める様々な権利に共通する基本的な4つの原則、すなわち差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重を踏まえ、川根本町においてもこどもは権利の主体であるという考え方の下で施策を推進する旨を定めております。

現時点では、子どもの権利条例の制定は考えておりませんが、まずは、こども計画の推進を図り、その進捗状況の検証及び改善を行ってまいります。その過程で条例制定の必要が高まった場合は、他市町村の事例を参考にしながら策定懇話会の開催も含めて条例の制定について検討してまいりたいと、こんなふうに思っています。

三つ目です。

一つ目の民生委員、児童委員の実態に関する質問にお答えします。

令和7年11月30日までを任期とする現在の地区担当の民生委員、児童委員の状況については、定員34名のうち7名の欠員が生じております。また、令和7年12月1日から令和10年11月30日までの次期の民生委員、児童委員については、現在、委嘱に向けた事務を進めておりますが、現時点では定員34名中12名の欠員が生じている状況であります。

二つ目です。新たに集落支援員の制度の活用に関する質問にお答えします。

急速な高齢化と人口減少が進む中、自治会運営に係る負担が年々増大している現状については承知しております。自治会長はじめ、民生委員、児童委員などの各自治会で担う役割は、地域の安全、安心な暮らしを支える基盤であり、その重要性を強く共有しております。

しかしながら、実務の量と人員不足との間にギャップが生じていることも事実です。地域のつながりを維持・強化するためには、議員がおっしゃるとおり、業務内容の整理と役割分担の再構築が重要であると認識しております。その上で、集落支援員の制度を活用することは、自治会運営の質を高め、負担軽減と効率化を両立させる有効な手段となり得ます。

一方で、欠員となった地域内の見守り等の役割を集落支援員に担っていただく場合、民生委員には給与の支給はないのに対し、集落支援員は給与を受けて活動することから、現在活

動されている民生委員、児童委員の皆様の活動意欲を損なう可能性があることなどを含め、慎重に検討せざるを得ない必要がございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。

1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） では、まず大きなところから質問させていただきます。

町長へのお伺いなんですけれども、さきの決算特別委員会において、町長はスクラップ・アンド・ビルドをしていかなければならないとおっしゃっていました。それは町が管理する指定管理あるいは補助金やもろもろの制度に関してのことではないかと考えますが、町長の考えるスクラップ・アンド・ビルドの意味、イメージについて教えてください。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 合併して20年、これは疑うところはなく、その前からも続いている歴史があるということです。以前につくったものが幾つもあって、皆さんと論議していることが今このような状況という、それは引き続きのことですので。そういった意味の中で、老朽化したものもあるし、整備したいというのがある、もうやっていかなければいけないことが幾つもあります。

この私の20年、10年延ばしていただいたから、特例債のことも。その意味合いも含めて、この1年、これを4年間で日を切ってやったことはもう皆さん御存じ。私の4年の間に20億ぐらい、マックス40億なんです、大体、積み上げてきた特例債というのは。その中で、この4年でやることがあったということ。やることの順番というのはきっと先輩たちもあったと思うんですけれども、いざ考えてみるといろんなもめ事があったり、そうした中でここまで来ちゃっているものですから、私の言うスクラップ・アンド・ビルドというのは壊して造るじゃなくて、こんなことをやっていかなきゃならないから、それは置いていかなきゃいけないよ、そういったことを皆さんとこれから、10月に当選してまたやっていただけるんだろうから、そうした中で話をしながらやっていきたいと思っているのがスクラップ・アンド・ビルドの言い分です。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 今、町長がおっしゃったのは、財源の都合上のビルドの部分ですよ、造らなきゃいけなかった部分。町長の言葉で言うとハードの部分だと思うんですけれども、一方で音戯の郷だとか、様々な指定管理の施設についてスクラップというか、改めて考えなきゃいけないよねという部分は、ふだんからそのような発言をなさっているのはよく分かります。

今のお話の中に補助金ですとか、先ほどの自治会の制度についての話というのがなかったんですけれども、そこら辺もスクラップ・アンド・ビルド、新しく再構築していかなければならないよねという部分に含まれていますか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） ソフトな部分だと思います。地域間というのは、私は20代の頃からここに住んでいますので、いろんな組織、区の役とかいろんなことをやって、今33地区あるんですけれども、ここは地区のほうでまとめていただいていることがいいことだと思っていますけれども、ここはやはりハードな面ではなくて、地域間におけることだと私は思っていますので。ここへきてやっぱり人がいなくなった、区長も何回もやらなきゃいけない、班長も次々回ってくる、この繰り返しですので、その辺は地域間でお話をさせていただいて進めていくべきだと思っています。だから、そこはハードでは捉えていませんね、私は。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） まさにおっしゃるように、財政的な面、人的な面でいよいよ思い切った、ある意味で勇気と覚悟を持った改革にこれから臨まなければならないと感じます。そのハード的な面もソフト的な面も含めて勇気と覚悟を持った改革に臨んでいかなければならないと。しかしながら、その際、言うまでもないことですが、その改革は町を後退させてしまうような消極的なものではなく、より発展的で積極的な未来への意思を持ったものであるべきです。

さて、それを踏まえてこれから具体的に壇上で提案させていただいた件の質問を進めていきたいと思います。

ガバメントクラウドファンディングを深めていくということは、財政的な観点のほか、関係人口の増加、町民の様々なアイデアの具現化による町内の活性化などが大きく期待できます。新しく立ち上げる仕組みではなく、既存の仕組みであります。これを理解し、最大限に生かしていただけます。

先ほどこの件についての答弁の中で、起業する人が町のほうに、自治体のほうにプレゼンをして、それで認められたときに下りるとというのが国が用意しているメニューなんですけれども、それと併せてこのガバメントクラウドファンディング、つまり、町が用意するクラウドファンディングのページのところには、町がそのプレゼンを受けてよしとした人しか載せないということにすれば、そのクラウドファンディングで集まったお金の何割かというものを特別交付税でいただけるという流れになるわけですね。だから、今たくさん補助金のメニューがありますけれども、個人的なとか、生業ですとか、何か商売に関わるものの補助金というものは、まずは自分の思いを語っていただいて、町がそれを、よし、じゃそれでやってみようということでクラウドファンディングのページに載ります。それが思いが届けば様々な人から支援がされるという仕組みなので、その思いを込めたページを用意して、そこに応援するよという人が集まれば、その分の補助金は町からではなくて、国からの特別交付金になりますので、町の今の用意している補助金のメニューというのはかなり縮小されるということになります。

大枠のスキムはそんな感じなんですけれども、専門のチーム結成の費用には以上のことか

らある程度予算をかける価値があると考えます。ここで言う価値があるというのは、いろんな意味で元が取れるどころか、いろんな意味で効果が抜群ということです。

改めて、当町で今行っていないガバメントクラウドファンディングについての所管を伺います。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） ガバメントクラウドファンディング（行政が行うクラウドファンディング）、今回こういった佐々木議員からの質問を受けて、少し勉強させていただきました。

佐々木議員おっしゃるように、今まで補助金はほぼほぼ一般財源で出しているものを、このクラウドファンディング、ふるさと納税で応援したい人に頂いて、それを充てるということは、確かに町の一般財源の縮小、歳出の削減という部分には当たるとは思うんですけども、そこで、今、町内の補助金を頂いている、議員の皆さんの中にも何名かいらっしゃいますけれども、その人たちが果たして町のクラウドファンディングに載せられるだけのプレゼンができるかどうかという部分もかなり大きな問題になっています。

佐々木議員がおっしゃるような制度ができれば、町は確かに助かります。ですので、そういった方向にかじを切っていけば一番いいとは思いますが、現状を踏まえると、とても今の補助金を申請している方がそこまで持つていくプレゼンができない。それに対して町の職員がどこまでそれに対して負担をかけられるかという部分を見ると、先ほど言った専門チーム、本当にふるさと納税に特化した専門チームを立ち上げないと、ほかの業務をやっているながらそういったものにも対応するというのは、かなり現実的には、現時点では厳しいと思います。ただ、将来的には、かなりそういったことはやっていかざるを得ないかなと。財政人口が減って財力も少なくなる中、そういったものを目指していくということはいいことだと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） おっしゃるとおり、すぐに、直ちに来年度から全ての補助金をという話ではなくて、私が求めるのは緩やかにそのように移行していくというのは実現できることなのではないかということと、それから、その専門チームというのは人的資産、財政的にもかなりかかるよねという部分もあると思うんですけども、補助金の額がなくなる、例えば1,000万単位で今全て並べると、チャレンジ補助金ですとか、にぎわい創出のですとか、千年のふるさとですとか、そういうような商売だったり、イベントを企画することの一般財源から出している補助金の部分というのは、これに移行すると1,000万単位で浮くというのか、圧縮されるわけで、その1,000万円をどなたかを雇ってもまた発展性があるというふう考える、それは机上の空論で考える中ではそうなんですけれども、一応、チームのための人をプロというか、恐らくそういう方って多分いると思うんですけども、そういう方を雇

う価値もあるぐらいの効果があるかなと思います。それはもう財政的な面だけじゃなくて、先ほども伝えましたけれども、クラウドファンディングですから応援する人がいるという関係人口の増加でありますとか、例えばチャレンジ補助金、今、新規事業で立ち上げるときは100万円補助を出すよという補助金ですけども、クラウドファンディングだと自分で設定した額を集められるわけですよ。だから100万円よりも、例えば1,000万円自分で集めるんだとなれば、その中の二、三百万円は補助金、そのほか700万円ぐらいは集めたお金でスタートできるということなので、その枠の広がりというのもありますので、様々な町民のアイデアの具現化というのが大きく期待できることかと思えます。

さらに、このガバメントクラウドファンディングのおもしろいのが、これ意外と知らないと思うんですけども、自分の住んでいる町にも寄附ができるということなんです。普通のふるさと納税って自分の住んでいる町には寄附ができない仕組みなんですけれども、このガバメントクラウドファンディングのクラウドファンディングをしているプロジェクトには自分の住んでいる自治体にも寄附ができるという仕組みがあります。なので、こういう場所をつくりたいとか、こういうイベントをしたいという町民の有志がそのプロジェクトを立ち上げたときに、それを応援したいという意思を自分の町に対してお金を、自分の税金の使い道を一部決められるということが出来る。ただ、返礼品がありませんとか、そういうのはあるんですけども、自分の住んでいる町に寄附をできる、応援を意思表示できるというのも非常におもしろいところだなと思えます。

先ほどお伝えしましたが、この提案の核心というのは、補助金の廃止あるいは移行、だんだん移行していくということが重要だなと思えます。先ほどの町長がおっしゃったスクラップ・アンド・ビルドというのがこういうことなのかなというふうに考えておまして、この提案をさせていただいています。

いろんな補助金が集まってきたら、始まると、補助金というのはあってありがたかったよという話が出るので、スタートしたらやめれないという特性もあって、だんだん積み重なってしまうという部分も少なからずあるのではないかなと思いますので、せめて最初は自分の思いで語ってもらって、応援を集めるところというのは必要なんではないかと。何でもかんでも書類を整えれば補助金が出るという仕組みよりも、まずは、その人がいろんな人の応援を集めるということをするというのは大事な事かなと思います。

このガバメントクラウドファンディングは、先ほど来お伝えしていますけれども、財政的な観点、関係人口の増加、町民の様々なアイデアの具現化による町内の活性化などが大きく期待できます。次年度以降の補助金について検証しながら緩やかに移行していくという考えについて、町長として今のところの受け止めはいかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） ガバメントクラウドファンディング、私も少し勉強させていただきました。いろんな意味で、ふるさと納税改革の中でもこれは使っていかなきゃいけないところ

もあるし、現在、支持いただいているところも今あります、ふるさと納税品に関して。そういった意味の中において、やはりマンパワーは必要だというところがちょっとあるから、その検討課題もいろいろあるんですけども、やること自体はそういったことも、佐々木議員の話聞いたからいろんなこと分かったと思うんですけども、いろんな長所・短所というのは出てくると思いますので、またここは検討課題として、8年以降いろんな課題の中で取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ぜひよろしく申し上げます。いろんなメリットがあるかなと思います。

今おっしゃったように、ふるさと納税、当然こういう小さな町では特にですけども、外からのお金を集めたいという気持ちはあります。ふるさと納税を推進するに当たり、町内にどういうものがふるさと納税としてふさわしいのか、または、その商品開発をしなきゃならないというような、例えば商工会への補助金だったりとか、商品開発というものを促したりとかしているわけですけども、なかなかうまくいかないというのが実際のところですよ。

このガバメントクラウドファンディングはまだなくていいんですよ。まだないもので、町民が発案したこういうものをつくりたい、この町にこういうものがあるから自分たちでこういうものをつくりたいという思いがあって、そこにお金が集まればそれが実現するので、非常にこの町と相性がいいんじゃないかと考えておりますので、また引き続き検証していただいて、緩やかなこれへの移行を望みます。

引き続きまして、子どもの権利条例につきましてお伺いいたします。

先ほど、まずはこども計画を推進していくと、これを実行していく、検証していくということですけども、これはもう当然のこと。

また、こども計画が子ども権利条約に基づいたエッセンスが入っていることも承知しております。だからこそこの提案をさせていただきました。ここで、こども計画が立ち上がったこのタイミングで歩みを止めず、より深めていく。全部読ませていただきましたけれども、非常によいこども計画が策定されたなと考えています。町民の意思もかなり反映されています。そのせいかくよいこども計画も、対象者、関わる人が知らなければ、本質的には意味が半減してしまいます。こども計画を読み解き、理解し、町民とともに深めていくための目標の一つとして、こども権利条例の策定に向けた策定懇話会をやっていくことによって、もう常にその関係する方々、関わる人々が自分事になるということを目指す。目的は子ども権利条例の制定ではなく、関わる人がどんどん自分事と捉え深まっていくことが大事かなと思います。

あわせて、町がこども真ん中社会の歩みを止めないという町の姿勢を示すための提案です。そういった意味合いでの懇話会の実施について、改めて考えを伺います。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、こども計画を推進する上ではいろんな通知等も必要だったろうと思いますし、いろいろな方から御意見をいただくということも必要であるかと思えます。

懇話会については、具体的にそのような大きなものを設定というのは今のところ考えておりませんが、そのような形で関係の皆様、それから多くの方からいろんな御意見を伺うことは重要であると考えますので、推進する上ではその辺も踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 子どもの権利条例というのはゴールではなくて、課長おっしゃるように、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、話していて必要性が出てきて、こういうのがあったほうがこの町にとっていいというふうなみんなの判断の下で徐々に盛り上がっていくということが理想的だと私も思います。

なので、懇話会等は、別にその名前はいいとして、せっかく立ち上がったこども計画についての勉強会であるとか、何かこういう意味ですよという説明会であるとか、何かそういうようなことというのは、やると、ああ、町ってこういうことを考えているんだというのを知ってもらう機会になるんじゃないかと思えます。行政側、立ち上がっている室長であるとか課長であるとか、あるいは町長、副町長、教育長、皆さん関わっていると、これアンケートも取ったし、みんな知っているよねというような気持ちになってくるんですけども、本当に誰も知らないぐらい、意外とこういうのって知られていないのが、地域の公共の交通計画とかもそうなんですけれども、策定したときにはアンケートを取った、アンケートの結果も示した、だけど、見ているようでほとんど誰も見ていないというのが実情なので、せっかくいい計画ができたので、これを広めていくのと深めていくのと、両方を引き続きお願いしたいなと思えます。

引き続きまして、集落支援のお話をさせていただきます。

先ほど答弁いただいたとおり、実際のところ、なかなか民生委員、児童委員をはじめ、いろんな役職が区にはありますけれども、その欠員ですとか、負担感のかなり多いということが実際としてあるわけで、これはまた地域と話をしながらですとか、各地区に委ねていかなきゃならないというような先ほど町長からの発言がありましたが、そういった歴史、流れ、文化的背景は私も承知しているんですけども、実際のところ、区の役割の負担や担い手不足、それに関わっての区の再編成等は一部の例を除き、委ねた結果、10年以上ほとんど進んでいないというのが実際のところなんです。そこで、このあたりについていよいよ前に進めましょうというのが今回の御提案です。

集落支援員を複数集落にまたがる配置をし、区同士の橋渡し、あるいは区と行政の橋渡しとして動いてもらう。区の役の負担の軽減などを実感していただいて、少し時間をかけてじわり、じわりと区の再編成を目指していく、行政主導だと難しいところなんですけど、民と官

の間である集落支援員がその役割を担う。

先ほど課長の答弁からもありましたけれども、給料がある方と無償の方と同じような仕事なのにこんなに差があるのかという、その不満の声というのは、当初はどうしても出てしまうのは間違いないなど。ただ、それを理由に有効であるであろうこの制度を使わずに先延ばしにしていくというのももったいない話なので、やはり長い目で見て、先ほど勇気と覚悟を持ったというのはこういうところにもあるんですけれども、住民の批判もあるかもしれませんが、長い目で見たときにこういうものが必要なんだよと、こういう動きをしていきたいんだという意思表示を何とかやっていっていただかないと、結局10年たってしまっただけで進んでいないというのが実情の中、先延ばし、先延ばしではどんどん、どんどん大変になっていくのが実際のところだと思います。

町長、この長年自治体が抱える課題にいよいよ向き合うのはいかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） ほとんど各行政区のほうで、33地区は大きいなど私も思っています。行政主導でまとめなさいよということではできないという事実もあります、それは。やはりつくり上げてきた各地区の原点もあるということをお頭に置いておいて、議員おっしゃるとおり、いずれにしても集落支援員になるとそういった事情もある、お給料も払わなきゃいけない。さあ、いよいよ町長やっておくんなさいよということですが、もう10年たっちゃったなど。私、議員時代からもそういった質問をしたことあるんですけれども、もっとまとめることはできないのと前の町長にも言ったことあるんですけれども、なかなかこれが進めない事情というのは、各地区の問題点があるんじゃないかと、それぞれの地区の。こことくっつきたいよとか、いろんな地域間格差というものもいろいろあるんじゃないかと私は思っていますので、その辺はやはり区長会いろいろありながら、そんなお話もしていかなくちゃならんなど。ただ、行政主導ではやっぱりいけない。町民の皆さんの考えの中でこの地域をつくり上げていくというのは大事なことで、議員言うような集落支援員、大事なことで、そこまではまだまだ持っていけないのかなと。

本当に先輩の方々多いから、若い方もいるんですけども、先輩の方たちが中心になってやっている地区も多いものですから、そういった中で確かに変わっていかなくちゃならんことで、そこはさあさあという問題にはなれないかもしれません。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 多分、各区でも、当然実感としてこれを感じているのは間違いないですよね、どうにかしなきゃいけないなど。でも、区長に任せようとなる、恐らくなっているのではないかと。各自治会の町民同士が、よし合わさろうじゃないかとなるというよりは、区長同士がお話をしてやらなきゃいけないなどという中で進めていくのではないかと思うんですが、ここで問題なのは、やはり区長も任期があり、替わっていつてしまうと。そうすると話が續かない、また次にリセットしてしまう、3歩進んで2歩下がるのであればちょっとは

いいんでしょうけれども、なかなかそうもいっていないのではないかと思う中で、集落支援員というのは任期もありませんので、ずっとその任務に向けて動き続けられるという特性もありますので、一応これもすぐすぐではないんですけれども、こういう制度があって、これを採用したところというとなんかなんですけれども、これも特別交付税措置がされますので、町としても一般財源を出してのことではありませんので。しかも、町内で何人採用しても、これは可能であるということになっていますので、そういう任務を背負って長いことこの町の文化としてこの集落支援員というものが働いていけば、徐々に、徐々に重なっていく部分、橋渡しとしているわけなんで、重ねていける部分も多くなっていくんじゃないかと。進めないに進まないのか、何かしらの形で進めていこうとしていただきたいなと思います。これどんどん悪くなるというのか、複雑というのか、進めるエネルギーが不足していく一方だと思いますので、早めに手をつけていただきたいなと考えておりますので、どうぞ検討のほどよろしく願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 検討の余地、私言いました。今現在、5,656人、人口もこうやってきて、各地域も消滅しかねないところもあります。その中においてどうやって、もうそういうところへ来ていることも事実ですので、また区長会でも、ちょっとこっちからお話ししなきゃならんこともありますので、その辺の検討だけはさせていただきたい、その辺で御容赦いただきたいと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） そういえば、区長さんに話を聞くと、区長の仕事も非常に日々大変だという話も聞きますので、そういう部分、最初お伝えしましたけれども、解釈であったり再構築、再編成というものも併せて考えていただく時期かなと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど質問をし忘れましたが、子どもの権利条例のところ、以前質問したときに、子どもの権利条例の制定という話というのは、こどもを真ん中においた、子どもは権利の主体であるという話の中で、もう一つ併せて提案させていただいたのが、こども議会の開催というものを提案させていただいて、すぐの実現していただいて、光の森学園の生徒がこの場所でこども議会を開催して、非常に感動したといいますか、いい議会、子どもさんたちからの提案を課長さんたちみんな並んで受けたわけですけども、今年度については開催の予定はありますか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、柴亨君。

○教育総務課長（柴 亨君） 去年、光の森をやらさせていただいたんですけども、今年は三ツ星学園のほうで行う予定であります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） すみません、時期はいつでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、柴亨君。

○教育総務課長（柴 亨君） 今のところ1月を予定しております。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。終わりになります。

今回御提案させていただいたのは、新しい町の在り方の可能性です。予算もかかることではなく、むしろ特別交付税措置などによる当町の財政負担軽減に寄与するものです。決算特別委員会の最後にも発言させていただきましたが、当町の令和6年度決算の不用額、つまり予算に対しての未執行は6%余り、金額にして約6億円あります。これを精査して3%にするだけでも約3億円を町民の皆様のために使うことができたわけです。使えるお金を増やす方法は2つ、増やしたり借りたりするか。あるいは今の使い方を改めるかです。

ガバメントクラウドファンディングにしても、予算精査にしても、極端な話、そこに1,000万円かけても十分な効果が得られます。つまり、増やしたり借りたりする前に、使い方を改めるほうがずっと効率的であるということです。これにより、例えば住宅の改修の補助、補聴器の助成に対する助成金の拡大、道の整備、児童手当の増額、福祉や子育てなど町民のこの町の満足度にダイレクトに寄与すると考えます。

川根本町には磨けば光るすばらしい宝物がたくさんあります。ほかの市町にあって川根本町にないものはたくさんありますが、同じ数、ない分あります。中澤議員が先ほど、自分らしくという言葉をおっしゃっていましたが、この町も川根本町らしくやることが非常に大事なことだと思います。大谷選手はあこがれるのをやめましようと言いました。川根本町はないものねだりをスクラップし、自分たちで愛情あふれる町をビルドしていくことができると信じています。

川根本町、全てはここからだと私は考えますが、最後に、町長の所感をお聞かせください。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 佐々木議員はなかなか提言を一般質問の中でいつもしてくれる。批判をしていないからすばらしい。だから、要するに私が言いたいことは、今回いろんな災害とか、造らなきゃならんもの幾つもある、よくこれだけお金残っちゃったとか、いろんなこと考えながらやったことは、やっぱりさっき言った特別交付税のありようを私が考えたからだと思っていますけれども、ここは自分の自負ですけれども。そういった中において、やはり予算の配分というのはきちんと、例えば60億使うなら60億の配分がある。その中でいろんな施策リストをつくっていかなくちゃいけない。それは基本的なところですよ。

だから、新しい川根本町をつくろうとあなたが言ったから、いろんな意味の中において、私もそうした施策の中でやっと落ちついた4年間でここまで来て、来年から少し自分なりの考えができるかもしれません。大竹さんにもお約束したいろんな問題、ハードからソフトと私言ったから、そこの部分、ハードからハードの部分をもう少し私も考えながら、議員の皆様

さんと10月からしっかりと、私も言いたいことを言ってつくり上げていきたい、この4年間忙し過ぎたというところもあって、自分の判断ばかりできたところもありますので、そこはやはりこれから先、皆さんと考えながら、いろんな意見を聞きながら、予算のほうももう11月から始まっちゃうわけですけれども、いろんな意味の中において皆さんと御相談しながら努めていくことをお約束して、最後の定例会の言葉にしたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 前回の定例会のときに中澤議員の質問の中で、引き続き町のかじ取り役を担っていきたいという御発言が町長からありましたけれども、まさにかじ取り、ただ漫然と船が流れていくのではなく、この川根本町という船をかじ取りでもってしっかりと先に進めていただきたいと思いますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（石山貴美夫君） これで佐々木直也君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第2 認定第1号 令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 認定第2号 令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 認定第3号 令和6年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 認定第4号 令和6年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 認定第5号 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 認定第6号 令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 認定第7号 令和6年度川根本町簡易水道事業会計決算認

定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、認定第1号、令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8、認定第7号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

決算特別委員長の報告求めます。決算特別委員長、中原緑君。

○決算特別委員長（中原 緑君） 決算特別委員会委員長の中原緑です。

それでは、会議規則第77条の規定により、決算特別委員会審査の経過と結果を報告します。

9月1日に開会した本定例会において、一般会計及び5つの特別会計並びに企業会計である簡易水道事業会計の決算認定について、議長を除く10名の議員で構成する決算特別委員会に付託されました。9月1日の本会議終了後、正副委員長の選出と審査日程及び審査方法を決定し、その後、総務課から令和6年度の決算概要と財政状況について説明を受けました。

9月3日、4日、5日、週をまたいで8日、9日の計5日間、役場本庁3階の大会議室で担当課長や関係職員の出席をいただき、所属課ごとの詳しい審査を行いました。決算書、決算資料による執行状況の説明のほか、議会が抽出した事業について事業決算報告書に基づき、事業の目的、実績、効果、決算に対する考察等の説明も行っていただきました。委員からの様々な質疑、意見に対し、それらに対する回答や考え方、方針等もお示しいただきました。

皆様の御協力により円滑な審査を進めることができました。また、菌田町長、渡邊副町長、石原教育長をはじめ、各課長、関係職員の皆様には多忙の中にもかかわらず御出席いただき、真摯な御対応をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

審査の詳細については抜粋して報告いたします。

お手元に配付した委員会審査報告書及び委員会記録を御覧ください。

7ページをお開きください。

情報政策費の中で、問い、携帯電話の電波が届きにくい地域が本町には数か所あるわけだが、キャリア事業者と協議すればこのような対応が可能になるのか。答え、可能性の話であればあり得ると思うが、最終的には事業者の判断だと思う。下にいきまして、抽出、スマート物流自走事業について、問い、3年後の独立営業に向け課題は何か。答え、採算性である。物量を増やす必要がある。成功事例から学ぶと地域特性を生かす必要があると考える。

11ページになります。抽出、こども計画策定業務、問い、こども概要版が発行されているが、多くの人目に触れてほしい、説明依頼などが学校等からあったのか。答え、現時点で学校からの説明依頼はない。今後、こども計画について周知していきたい。

15ページ、抽出、地域クラブ活動運営事業、問い、一番下になります、指導者の費用なども含め全てが受益者負担となる保護者の負担が大きくなってしまったため、どこまでを受益者負担とするのか線引きが難しい。答え、全国的な流れは受益者負担が原則であると認識している。町としては支援できる部分は支援していく。

16ページ、抽出、奥流よすが苑南麓寮運営管理事業、問い、以前は朝ごはんを食べない生

徒が多いと伺ったが、今はしっかり食べているのか。答え、朝起きるのが遅い生徒への声かけを強化したことにより改善傾向である。

22ページです。抽出、茶輸出拡大支援プラットフォーム構築事業（5市2町連携）、問い、静岡オーガニック抹茶の実績はいかがか。答え、令和6年度は250tの製造、売上げは約5億であった。現在は製造能力の増強に取り組んでおり、約9から10億の売上げが見込めてくる見通しである。

25ページになります。ダム水源地域振興費、問い、ふれあい館は民間に賃貸して活用していけないのか。答え、ミズベリングのエリアが今後拡大していけば可能性はあるかもしれない。

27ページ、抽出、音戯の郷運営在り方検討取組体制構築事業、問い、今後、地元との協議はどのように進んでいくのか。答え、時期は決定していないが、これからプロポーザルの中身等について報告していく。

30ページに飛びます。抽出、元青部小学校周辺土地整備、問い、今後の活用見通しは立っているのか。購入済み用地は全体の何%程度か。答え、経営戦略課が主体となって今後の活用について検討を進めていくことになる。現状で約3分の1の用地が未取得である。

以上、抜粋して報告させていただきました。

また、9月18日には現地調査の後、委員会での採決を行いましたので、報告いたします。

認定第1号、令和6年度一般会計決算は賛成多数で認定するものと決定しました。

認定第2号、令和6年度国民健康保険事業特別会計決算は賛成全員で認定するものと決定しました。

認定第3号、令和6年度後期高齢者医療事業特別会計決算は賛成全員で認定するものと決定しました。

認定第4号、令和6年度介護保険事業特別会計決算は賛成多数で認定するものと決定しました。

認定第5号、令和6年度訪問看護事業特別会計決算は賛成全員で認定するものと決定しました。

認定第6号、令和6年度いやしの里診療所事業特別会計決算は賛成全員で認定するものと決定しました。

認定第7号、令和6年度簡易水道事業会計決算は賛成全員で認定するものと決定しました。

以上のおり報告いたします。

今回の委員会で審議されたこと、認識された課題等を踏まえ、今後の町の施策や次年度の予算編成に反映されることを期待します。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 委員長の報告が終わりました。

決算特別委員会は議長を除く全議員が委員となっておりますので、委員会審査の経過と結

果に対する質疑は省略します。

これから認定第1号、令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

ただいま議題となっている令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場から討論します。

斎場建設に3億8,289万円余の建設費がかかっていますが、最近は家族葬のお宅が増えて、新斎場にそういう葬儀ができる部屋を設けてほしいという声が多く、議会でも議論になりましたが、議会に出されたときはほとんど設計図ができていて、変更はできないと聞き入れられませんでした。4億円近くもかけて新しく葬祭場を建て替えるのに、多少の手間、経費が増えても、多くの町民の願いである家族葬ができるようにすれば、近所の人が身近でお見送りができてよかったはずと残念でなりません。

また、し尿処理の静岡市への委託を前提とした三ツ間のグリンピア廃止解体の進め方もほとんど決まるまで議会への報告がなく、地元地区の皆さんとの話し合いがどれくらい真剣にされたのか、静岡市への処理委託費の費用は幾らなのか、将来問題は生じないかなど、メリット、デメリットなど具体的な説明もないまま進められてきたものです。6年度は建設に関わる費用で繰越明許分も合わせて1億2,840万円余が計上されていますが、総事業費は4億円余りの大型事業です。住民生活に一日も欠かせない重要なし尿処理業務を遠く離れた静岡市へ委託してよいのかとの議論や、地元三ツ間地区振興会との話し合いが足りないまま進められたことは後悔を残すものと考えます。

さらに、元青部小学校周辺整備にも7,290万円も支出していますが、いまだに使い道も定かでなく、整備した現在も3割の土地が未購入との説明は驚きと言うしかありません。青部の皆さんに十分理解を得て進めた事業とは言えないことが明らかで、これからでも十分間に合うので、もっと地元の人たちを巻き込んだ利活用を考えるべきです。

旧南部小を貸し出して進めているドローンを使ったスマート物流自走事業委託料も、3年間で1億円もの大金を最初にぼんと支払ったことも費用対効果も乏しい不要不急の支出です。災害時の孤立対策にドローンの導入を考えたのは重要なことと思いますが、3年間で1億円の委託料も、災害時に孤立した地区へ運ぶためというのに積載できる重量が5キロまでとあまりにも僅かです。買物困難者の支援というものの大半を車で運んでいるなど、実態は看板倒れというほかありません。

川根フォンの使用料負担金も使っている人がどれほどいるのか、線を外してしまったと言われることも多く、災害時にきちんと聞こえるのか、伝わるのかも分からない状態で町民の

命を守れるのか心配です。

プレミアム商品券も、買える方は喜んでおられますが、生活が大変でまとまったお金がない方や商工会へ商品券を買いに行けない人など、本当に必要な人を助ける物価高騰対策になっていないということもあり、誰でも使えるように、1人5,000円でもいいから現金給付をしたほうがよかったのではないかと思います。

また、子育て支援のクーポン券も、町内でしか使用できないため、町内の業者を支援することにはなりますが、若いお母さん、お父さんから、種類も少なく、この金額で買える量も少ないから、どこでも使えるようにしてほしいとの声がありました。心から喜ばれる子育て支援になっているとは言えないものです。

予防接種や健診など健康に関しては頑張っておられ、全部が反対というわけではありませんが、これまで述べたとおり、費用対効果が認められない事業や不要不急のお金の使い方に比べて、コロナ禍以来、不況や物価高が続く中で懸命に、ぎりぎりの暮らしを乗り越えている町民にはお金がないなどと言いながら、6億の不用額を出し、4億円を超える繰越金が出ていること、決算からも見えてきました。町民の切実な願いに真剣に取り組んでいるとは思えないこの議案には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、認定第1号、令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論いたします。

まず、歳入につきましては、町税の徴収がよくなされているか、補助金が確保されているか、町債が確保されているかという観点から賛成した理由を述べさせていただきます。

1点目の町税の徴収率ですが、町民税の徴収率は99.2%、固定資産税は99.4%と昨年を若干下回っているものの、県下で上位を占めております。税務住民課税務室の徴収吏員である職員の徴収努力の結果であると痛感いたします。

私は、不納欠損は安易に行うべきものではないと考えています。なぜなら、不納欠損は債権を放棄することになるからです。令和6年度においては個人町民税においては2万5,845円が、固定資産税においては20万7,500円が不納欠損されておりますが、時効によるものや、本人自己破産の多重債務を抱えて死亡、相続放棄等に至った事案であり、安易な不納欠損処理ではなく、法令等に基づく適正な欠損処理と認めます。

2点目の補助金が確保されたについては、補助金は当初予算で見込んだとおり確保され、事業執行に当たり一般財源の補填という大きな役割を担っていると考えます。

3点目の町債が確保されているかについては、財源として積極的に合併特例債や過疎債、災害復旧債など財源として充当されています。また、ふるさと納税も活用され3,364万円が

ふるさと納税寄附金として集められ、一般財源として活用されています。

歳出については、不用額が多く生じている科目や執行率に問題を感じる科目もありましたが、理由なき安易な事業の停止や過剰な予算の見積りによる不用額の発生ではなく、入札差金や事業実績等に基づくものであり、農業関係の事業においてはコンサルタントへの事業委託を見直し、職員が協力して事業に取り組み実施した事例もありました。歳出をできるだけ抑え、最少の支出で最大の効果を上げようとする職員の努力が見られる決算であります。

また、主要事業や新規事業においては事業評価をされ、事業効果や課題等も把握されております。

以上述べた理由により、私は令和6年度一般会計歳入歳出決算認定について賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第2号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、認定第2号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第3号、令和6年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、認定第3号、令和6年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第4号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子です。

ただいま議題となっている認定第4号、川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場から討論します。

国の制度で6年度には9段階から13段階になり、第1段階は保険料額が同じだが、第2、第3段階は所得要件、倍率が上げられました。基準額が上げられたため保険料は上がっています。基準額の5段階で月300円、年間3,600円も保険料の値上がりがあり、令和5年度の保険料が1億9,763万4,000円で、令和6年度は2億693万5,000円となっています。930万円の増加です。最高の13段階の所得が720万円以上の人は基準額の約2.4倍の16万9,900円になり、5万5,700円も増えています。生活を圧迫することになり、物価高騰に苦しむ町民の負担増となっています。

国が介護報酬を引き下げたことにより、全国の介護事業所の倒産や休業業が増加し、当町でも今年度、訪問介護事業所の1か所が撤退し、今後、必要な介護が受けられなくなる可能性もあります。

よって、この議案には賛成できないことを申し上げ、反対討論といたします。
以上です。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、認定第4号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論をいたします。

介護保険事業特別会計においては、介護保険事業の健全な運営のため保険料や国県給付金等を財源として各種事業が行われております。総務費においては、介護認定を円滑に行うための経費が、保険給付費においては要介護1から5に認定された方が利用された介護保険サービス費、要支援1、2に認定された方が介護予防サービスにかかった費用が支出されております。

また、地域支援事業として要介護状態になる恐れのある高齢者を対象とした介護予防事業を推進するための経費や、健康で自立した高齢者が現在の状態を維持できるようにするための事業や包括支援センターの円滑な運営を行うための経費等が適切に処理をされております。

反対者の討論の趣旨は、令和6年度に保険料算定基準の見直しや所得段階が9段階から13段階になったことにより被保険者の負担増になっている、物価も高騰している中で第5段階の月額保険料が300円上がっているから賛成できないというものだったというふうに思います。介護報酬等の見直しによる介護給付費の増、65歳以上の被保険者の減による保険料収入の減に対応し介護保険制度を円滑に運営していくための保険料改定であり、やむを得ない措置であると考えます。

所得の多い被保険者の負担を増やし、低所得者には軽減措置を設けるなど負担の均等化を図っていることも評価できます。

以上、述べた理由により、私は認定第4号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、認定第4号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第5号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この採決に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、認定第5号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第6号、令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、認定第6号、令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第7号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、認定第7号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計決算認定については認定することに決定しました。



◎日程第9 発議第5号 森の力再生事業の継続を求める意見書の提出
について

○議長(石山貴美夫君) 日程第9、発議第5号、森の力再生事業の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

本件は会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、森の力再生事業の継続を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（石山貴美夫君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申請書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（石山貴美夫君） 日程第11、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申請書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎日程第12 広報委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（石山貴美夫君） 日程第12、広報委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

広報委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申請書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉 会

○議長(石山貴美夫君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回川根本町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月25日

議 長 石 山 貴 美 夫

署 名 議 員 中 澤 莊 也

署 名 議 員 佐 々 木 直 也